



DISCLOSURE 2010

JA山梨信連からのお知らせ

2010年ディスクロージャー誌



経営方針

山梨県信用農業協同組合連合会（JA 山梨信連）は、昭和 23 年に県下の農業協同組合によって信用事業を指導・補完する連合会として設立された金融機関です。

当会は、「一人は万人のために、万人は一人のために」の協同組合精神のもとで、JA とともに山梨県の農業と地域経済の発展に貢献することにより、JA 組合員をはじめ、県内のみなさまの期待と信頼にお応えできる金融機関を目指しております。

CONTENTS

リスク管理の状況	2
JA グループ・JA バンクシステム	8
事業の概要	10
地域貢献情報	16
トピックス	19
おもな事業の内容	21
組織等について	26
沿革・歩み	28
経営資料編	29

本冊子は、農業協同組合法第 54 条の 3 に基づいて
作成したディスクロージャー資料です。
金額は、原則として単位未満を切り捨てのうえ表示しています。

ごあいさつ



経営管理委員会会長

廣瀬 久信



代表理事理事長

手塚 進二

みなさまには、日頃より山梨県信用農業協同組合連合会（JA 山梨信連）をお引き立ていただき、厚くお礼申し上げます。

当会は、昭和 23 年の設立以来、県下 JA とともに農業の専門金融機関として農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただいております。

これもひとえに、ご利用いただいておりますみなさまのご愛顧ご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

金融情勢につきましては、平成 20 年の世界金融危機以降、内外の政策効果により日本経済が底入れされてから約 1 年が経過し、景気も回復基調にあると言われてはおりますが、系統信用事業を取り巻く情勢は依然厳しい環境が続いております。

また、個人市場分野では、ゆうちょ銀行やメガバンクのリテール金融サービス強化による金融機関同士の競争激化など厳しさと不透明さは、ますます増してきております。

このように取り巻く環境が厳しさを増すなか、本年度よりスタートした新中期経営計画（「JA バンクパワーアッププラン」平成 22 年度～ 24 年度）では、JA バンク全体のパワーアップを図り、一層激化する金融競争に対応するため本県信用事業の改革のスピードを加速し、JA バンクとしての優位性を保持しつつ、本県信用事業の健全な発展に取り組んでまいります。

本年も当会の業務内容、活動状況を説明いたすためのディスクロージャー誌を作成いたしました。

これによりみなさまの当会に対するご理解をより一層深めていただければ幸いに存じます。

当会の果たすべき公共的使命と社会的責任を深く認識し、農業および地域社会の発展に貢献できますよう、役職員一丸となって JA バンクの健全性確保、収益力の向上、業務の効率化への取り組みに努めてまいりますので、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成 22 年 7 月

経営管理委員会会長 廣瀬 久信
代表理事理事長 手塚 進二

リスク管理の状況

リスク管理体制

●リスク管理基本方針

金融市場の急速な変化により、金融機関が抱えるリスクは多様化、複雑化し、様々なリスクへの適切な対応が求められています。

当会では、経営の健全性の確保と安定性を維持するために、リスク管理を経営の最重要課題であると認識し、リスクの種類やリスク管理の組織体制などリスクマネジメントの枠組みを定めた「リスクマネジメント基本方針」を制定しています。

この方針に基づき、様々なリスクを共通の見方で統合的に捉え、経営体力に見合ったリスク制御と収益性のバランスを図るなどリスク管理の高度化・強化に取り組んでいます。

リスク管理委員会は、関係各部署の代表者によって構成される組織横断的な協議体であり、リスクの統一的・網羅的な把握と、対応策の検討や方針の策定を行い、ALM委員会ではより具体的なマネジメント、ALM管理、収支管理などを行っています。

また、リスクマネジメントの有効性を検証するため、被監査部門から独立した監査室による定期的・計画的な内部監査を実施しています。

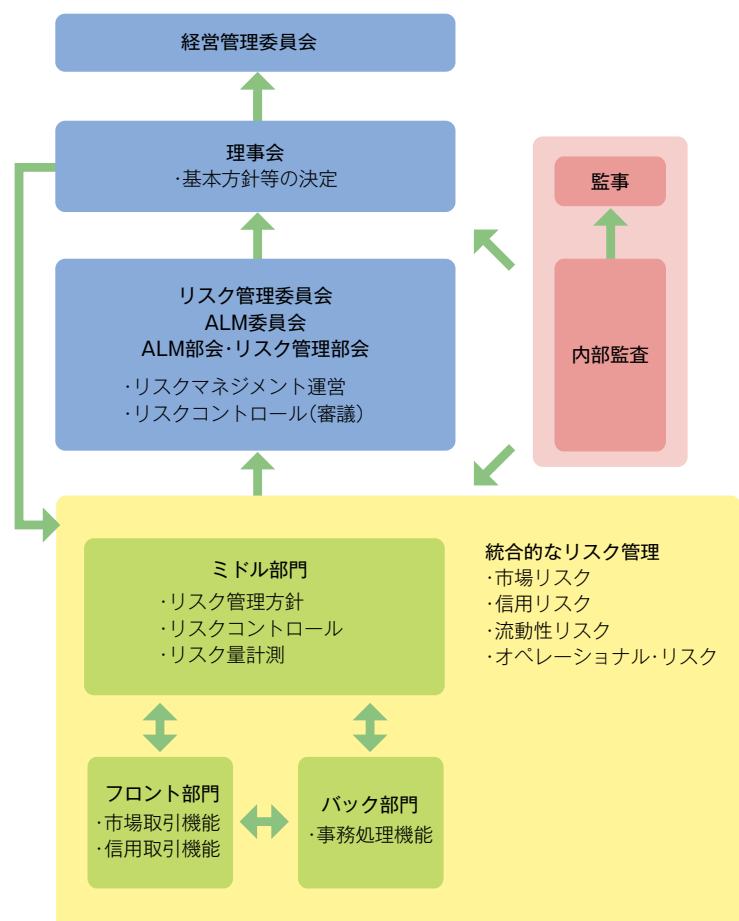
市場リスクに関するリスクマネジメントは、経営体力の範囲内において効率的な運用を行うことを基本にリスクコントロールに努めています。具体的には、VaR計測に基づくリスク量が、自己資本等の経営体力を勘案して設定された許容量に収まるように管理を行っています。また、市場取引における運用限度額や損失限度額についても、フロント部門から独立したミドル部門においてモニタリングし管理を実施しています。

信用リスク管理は、信用リスク取引のフロント部門から独立した部署において個別与信の審査、内部格付の審査、格付に応じた無担保与信限度額の管理および自己査定における第2次査定を実施し、相互に牽制することによりリスクマネジメントを行うことを基本としています。また、特定の取引先や業種に対する与信集中についても限度を定めリスク分散に努めています。

流動性リスクの管理は、ALM委員会での系統資金動向等の把握・管理および資金繰り管理部門と資金繰りリスク管理部門を分離し相互の連携による管理を行い、モニタリング部門の牽制により流動性リスクの発現を抑制する体制としています。

オペレーショナル・リスク管理は、リスクカテゴリーが事務リスクや法務リスク、システムリスク、情報漏えいリスク等多岐にわたるため、各部門で業務に内在するリスクを抽出し、リスクが顕在化した場合の影響度合いによりマネジメント対象を選別し、対応方針を定めその発現を抑制することを基本方針としています。

●リスク管理体制図



法令遵守体制

●コンプライアンス基本方針

山梨県信用農業協同組合連合会（以下「当会」といいます）は農業協同組合法をはじめ、民法や商法、政省令など様々な法令の適用を受けており、また公共性の高い信用事業を営むうえで、会員やお客様からの高い信頼を得るためにもコンプライアンスは経営の最重要事項の一つであると考えています。

このため、役職員の行動規範として「コンプライアンスにかかる基本方針」を定め、設立の意義や社会的使命の達成に向けて努力しております。

◇コンプライアンスにかかる基本方針

1. 山梨県信連の社会的責任と公共的使命の認識
2. 会員等のニーズに適した質の高い金融サービスの提供
3. 法令やルール of 厳格な遵守
4. 反社会的勢力の排除
5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
6. 職員の人権の尊重等
7. 環境問題への取組
8. 社会貢献活動への取組

●コンプライアンス運営態勢

内部組織として、統括部署を設けるとともに専務理事を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、経営層との意思疎通を図りつつ全会的な向上に取り組んでいます。

取り組み方法としては、毎年度のアクション・プログラムに基づき、その実行と検証・評価等を通じ意識の徹底と高揚に努めております。今年度も、役職員の階層別研修や通信教育の受講、各部門内でのコンプライアンス活動や管理職層のコンプライアンスオフィサー資格の取得などを計画しており、その実行状況は統括部署、コンプライアンス委員会などでそれぞれ検証していきます。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報の取り扱い方針

●個人情報保護方針

当会は、利用者等のみなさまの個人情報を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 当会は、個人情報（生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。）を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および主務大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人（個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。）の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて個人情報を取扱います。
3. 当会は、個人情報を取得する際には、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当会は、取扱う個人データ（法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等（法第2条第2項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。）を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ、従業員および委託先を適正に監督します。
5. 当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 当会は、保有個人データ（法第2条第5項に規定するデータをいいます。）につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。
7. 当会は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
8. 当会は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

以上

①開示等の求めのお申出先窓口

当会の保有個人データに関する開示等のお求めは、次の窓口までお申出下さい。なお、取引内容等に関するご照会は、直接取引窓口にお尋ね下さい。

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号
山梨県信用農業協同組合連合会

- ・貯金業務に関する窓口 業務部 055-223-3516
- ・融資業務に関する窓口 融資部 055-223-3521
- ・その他窓口 リスク管理部 055-223-3513

②保有個人データの取扱いや個人データの安全管理等に関する苦情等のお申出先窓口

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1番20号
山梨県信用農業協同組合連合会

総務企画部 055-223-3515

利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針(以下、「本方針」といいます。)を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務、または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型及び主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

- (1) お客さまと当会との利益が相反する類型
 - 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合
 - 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
 - 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または、中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法
(但し、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特例および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

以上につき、ご不明な点がございましたら、JA 山梨信連 総務企画部(055-223-3514)までご連絡ください。

利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 利用者に対する取引又は金融商品の説明及び情報提供を適切にかつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当会が行う事業を外部に委託するに当たっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための体制整備に努める。

金融円滑化にかかる基本方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 中小企業者等金融円滑化法への対応
 - (1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。
 - (2) 当会は、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生 ADR 等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
 - (1) 関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 融資担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」とし、融資部に「金融円滑化管理担当者」を設置して、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

反社会的勢力との取引排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、これを断固として排除いたします。

貸出運営についての考え方

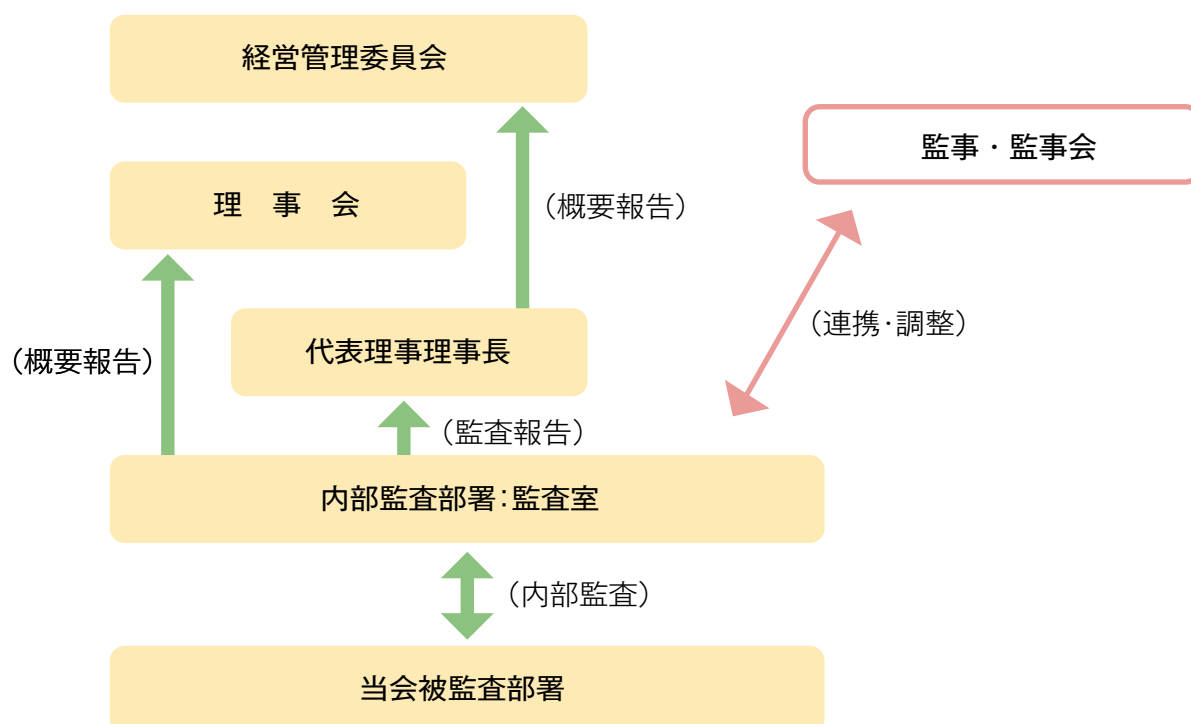
当会がお預りしている資金の大半は県内のJAにお預けいただいた農家組合員および地域のみなさまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会はその大切な資金を安全にお預りするとともに、農業者・農業団体はもとより、地元企業、公共団体等幅広いニーズに対応し、地域経済の活性化や地域開発のための融資を積極的に行ってまいります。

内部監査体制

当会では、内部管理体制の適切性、有効性を確保するため、業務部署から独立した部署として「監査室」を設置しています。監査室では定例的な内部監査等を通じて事務処理の堅確性、事故防止のための指導等、内部監査体制の充実を図っております。

内部監査は、年度の監査計画に基づき、当会の全部署すべての業務を対象とし効率的で実効性のある内部監査を行っております。監査結果は、監査の概要について定期的に理事会、経営管理委員会に報告し、指摘事項の改善整備状況について定期的にフォローアップを実施しております。

●内部監査体制図

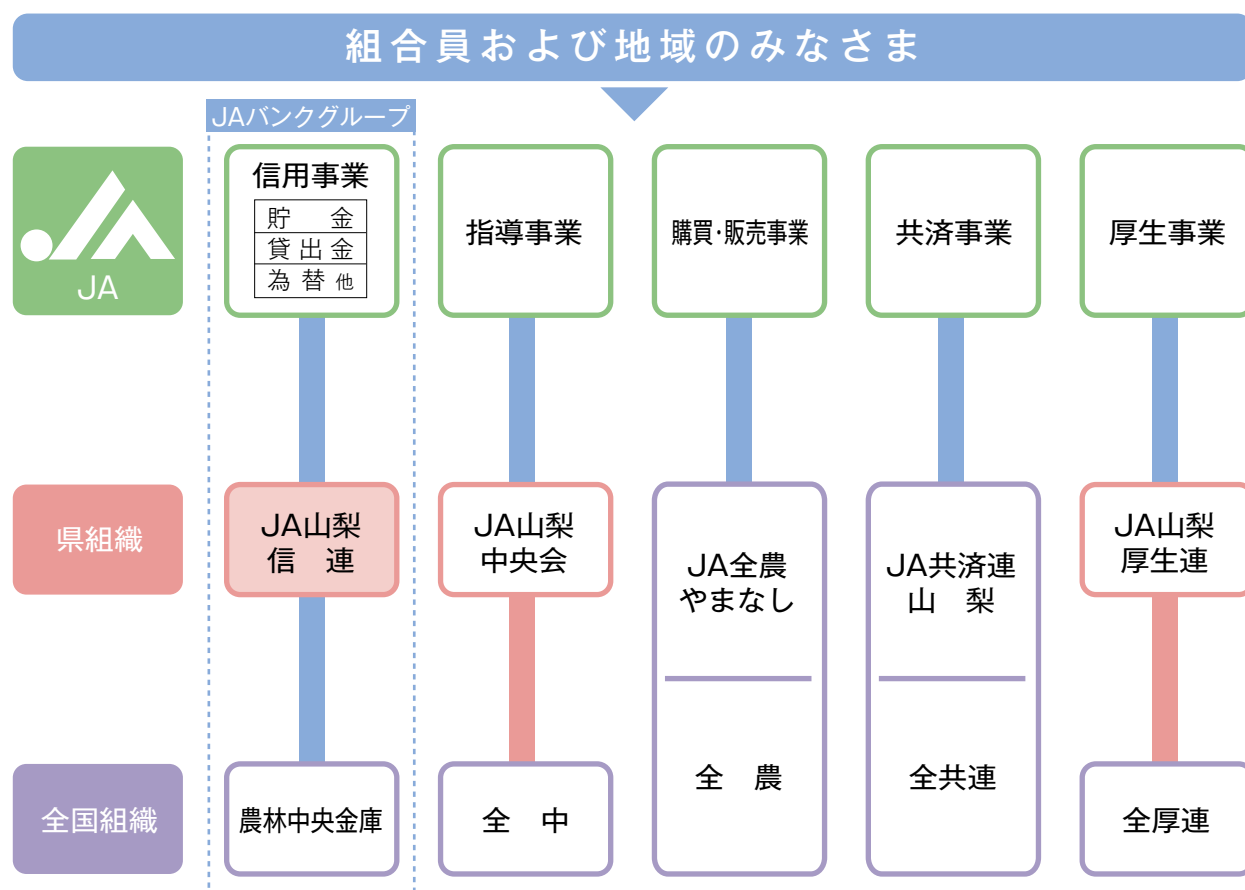


JA グループ・JA バンクシステム

JA グループの仕組み

JA グループは地域段階の JA, 都道府県段階の中央会・連合会, 全国段階の中央会・連合会等で構成する協同組織で, 組合員並びに地域の利用者の皆さまに, 便利で安心なグループとしてご利用いただけるよう信用事業のほか, 指導・経済・共済・厚生等の事業を展開しております。

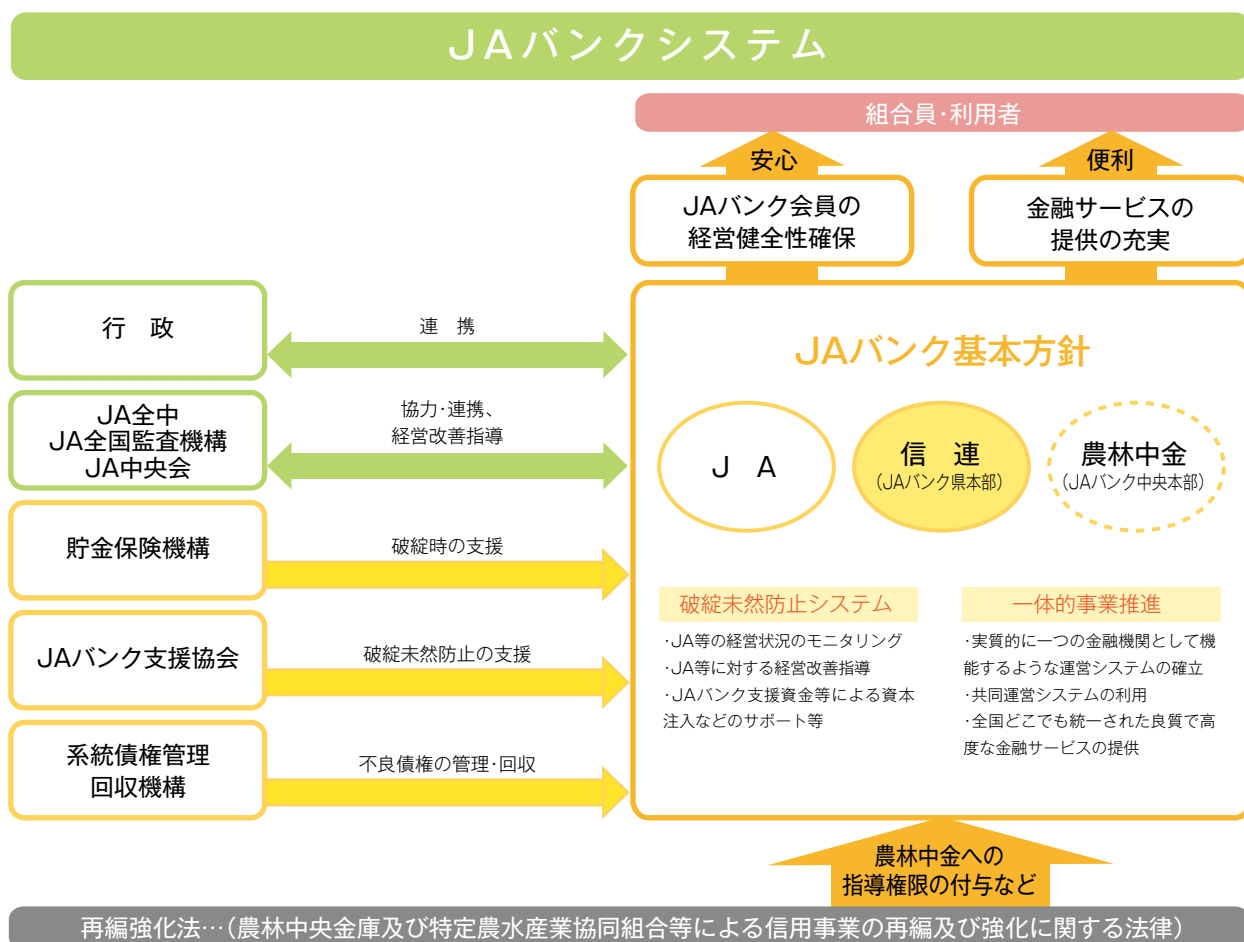
そのうち信用事業は, 便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう, 全国の JA・信連・農林中金(JA バンク会員)で「JA バンク」を構成し, 実質的にひとつの金融機関として一体的に事業を展開しております。



● JAバンクシステムの仕組み

JAバンクは、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。組合員・利用者みなさまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活躍する「JAバンクシステム」を運営しています。

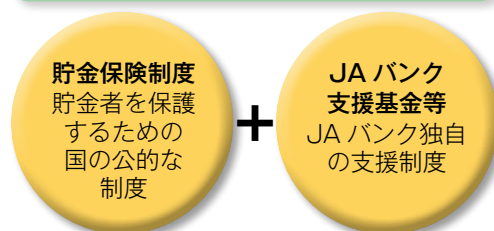
「JAバンクシステム」は、「破綻未然防止システム（JAバンク全体としての信頼性の確保）」と「一体的事業推進（良質で高度な金融サービスの提供）」を2つの柱としています。



● 破綻未然防止システムによる JA バンク全体としての信頼性確保

JAバンクは、国の公的な制度である「貯金保険機構」に加え、JAバンクシステムに基づく自主的な「破綻未然防止システム」で支えられており、組合員・地域の皆さまに安心してご利用いただけるよう、JAバンク全体の信頼性向上と金融機能維持に向けた取組みを行っています。

JAバンク・セーフティーネット



● 「一体的な事業推進」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業推進の取組みをしています。

事業の概要

経営環境

日本経済は、中国などアジア新興国向けの輸出増やエコカー減税・購入補助金、家電エコポイント制などの消費刺激策により、輸出や民間消費が底堅い中、景気持ち直し基調が続きました。しかし、世界同時不況によって落ち込んだ需要水準までにはいまだ回復に至らず、マクロ的な需給バランスの改善は大幅に遅れることになりました。そのため、企業設備投資や雇用関連の指標の改善は遅れ、元の状態に戻るまでには相当程度の時間を要する見込みであり、それに伴う物価下落圧力が強まるなど、デフレ色の強い状態が続きました。

金融情勢では、平成 20 年の世界金融危機以降、国際協調の枠組みのなかで各国の財政出動と低金利による景気刺激策が施された結果、主要先進国の景気は底入れすることになりました。国内では、日本銀行が政策金利を 0.1% で維持し、企業金融の円滑化支援策なども実施したことから、景気の底入れ、金融システム不安の解消、企業の資金繰り改善などが図られました。しかし、こうした状況下においても、需給要因による物価下落圧力は解消されるどころか強まり、日本銀行は現状の物価情勢をデフレと認定し、12 月に固定金利型の新型オペを導入するなど、政府と一体となってデフレ脱却を実現する姿勢を明確に示しました。長期金利の目安である新発 10 年国債利回りは、国債発行圧力が高い中、デフレ長期化予想の定着や国内投資家の購入意欲も根強く、概ね 1.2% ~ 1.4% 台で推移しました。日経平均株価は、年度を通じて回復基調で推移し、円高進行や景気先行き不透明感などから、11 月には 9,000 円割れ寸前の水準となったものの、3 月末には 11,000 円台を回復しました。為替では、ギリシャなどの財政赤字問題が浮上し、欧州発の「質からの逃避」傾向から、円が買われ 1 ドル = 89 円台半ばまで円高ドル安が進行するなど、年度を通じて円高基調で推移しました。

農業情勢では、国外では、途上国の人口増加や経済発展に伴って、資源や食料の消費が増え続け、農産物の国際的な需要が高まりをみせるなか、食料不足はいっそう深刻さを深め世界的な大きな問題に直面することになりました。国内では、農業従事者の高齢化や担い手の減少に伴う農地の減少、耕作放棄地の増加等、生産基盤の弱体化が慢性的に進行する状態が続きました。このような中、政権交代による新政権のもと、農家個別所得補償制度などの新しい農業政策も導入されるなど、変革が期待される年でもありました。

信用事業情勢では、今年度は JA バンク山梨中期戦略「JA バンク・ステップアッププラン」の最終年度にあたることから、基本目標に掲げた「リテール戦略の展開による信用事業収益構造の確立」を目指し、JA 不良債権処理等における健全経営の確立、リテール戦略の展開、経営管理態勢の高度化、年金・ローン等専門的人材開発など目標達成に向けて着実な事業展開を行いました。信用事業の収支面では、調達利回りが低下し利ざや拡大による改善が見込まれたものの、個人貯金や住宅ローンは伸び悩み、不良債権処理促進運動による償却・引当の増加などにより、収支状況は依然として厳しさが続くものとなりました。

このような状況のなか、本会は中期経営計画（平成 19 ~ 21 年度、「ニューチャレンジプラン」）の最終年度として、「JA バンク山梨中期戦略実践のための JA に対する指導・支援と県内系統信用事業全体の健全性・信頼性の確保」などの重要課題に積極的に取り組みました。



業 績

●金融推進業務

今年度は、JAバンク山梨中期戦略（平成19～21年度）の総仕上げの年度であり次期中期戦略へのつなぎの年度として、基本目標とした「リテール戦略の展開による信用事業収益構造の確立」を目指し、平成21年度JAバンク重点実践事項の実践による経営数値目標の達成に向けたJA支援に取り組みました。

JAバンク山梨中期戦略の最優先課題である「健全経営の確立」のうち不良債権処理については、不良債権処理促進運動の進捗を図るため、中央会等と連携しJAへの指導・支援を推し進め、同運動の目標とした不良債権比率1桁台への引き下げを達成することができました。

また、経営数値目標のうち利益目標の達成に向けては、収益確保の柱としてJA住宅ローンを中心に積極的な推進活動を展開しました。景気後退による新築住宅需要の減少等への対応策として、新たに借換えキャンペーンなどに取り組みましたが、ローンセンターにおける住宅ローンの実績は、受付435件、本審査319件・33億円と前年の3分1に落ち込みました。しかし、マイカーローンについては、エコカー減税に対応した商品企画により受付件数1,045件、本審査533件・8億円と前年の2倍以上の実績となりました。一方、個人貯金の安定確保に向けては、年金獲得に重点を置き、年金センターとJAによる相談会を恒常的に開催し、年間振込累計額は32万件・360億円となり前年実績を上回り、青果物販売代金と並ぶ重要な貯金財源としての地位を確保しました。しかしながら、個人貯金の減少傾向が前年度から続いており、減少傾向に歯止めをかけるための緊急対策として特別貯蓄運動を展開しました。また、家計のメイン化に向けたカード戦略の展開については、利用者保護の観点から全国に先駆けて磁気キャッシュカードの発行を停止し、ICキャッシュカードと一体型JAカードの発行のみとし、春・秋のキャンペーンやJAと一体となって推進活動に取り組んだ結果、前年度実績を上回ることができました。

さらに、営業力の強化と業務の高度化に対する専門知識を有するJA人材育成のため、重点実践事項に基づく各種研修会、セミナーの開催や各種トレーニー制度を継続実施し人材の開発に努めました。また、「JAバンクが全体として一つの金融機関」として機能するため、次期中期戦略期間中の商品統一化に向け全国域のスケジュールに沿って取り組みを開始しました。

一方、JAバンク基本方針に基づき、JAの健全性・信頼性を確保するため、全JAモニタリング実施や、体制整備指針に基づく事務リスク管理体制の整備に向けた巡回指導および事務研修会等を開催し事務の徹底を図りました。

JA貯金の22年3月末残高は5,891億円（増加率△0.3%）、JA貸出金の22年3月末残高は1,867億円（増加率2.8% 劣後ローン95億円含む。）となっています。JAの資金動向については、JA貯金が青果物販売代金の減少や他事業商品へのシフトの影響により夏場以降は減少傾向に転じた一方、JA貸出金は前年度と比較してJA住宅ローンの増加率が鈍化したものの、地方公共団体向けの資金需要に支えられ、全体的には期間を通して増加傾向となったため、JAの余裕金は減少となりました。

●貯金・為替業務

貯金については、JA貯金が青果物販売代金の減少や他事業商品へのシフトの影響によって減少し、JA貸出金も前年度に引き続き地方公共団体向けが増加したこと等により、平均残高は4,162億円（増加率△3.3%）と減少し、期末残高は3,869億円（増加率△1.9%）となりました。

為替・決済業務については、決済機能を中心に集中処理、とりまとめ機能の充実・強化に努めました。県センターの国庫金、年金及び給与振込の取扱実績は、振込件数は約376千件（増加率1.3%）、振込金額は約481億円（増加率1.9%）となりました。

●融資業務

貸出業務については、県内外の有力企業との新規取引や既往取引先との取引拡大に注力し、与信増加に取り組みました。しかし、企業の設備投資抑制やコスト削減要因から資金需要は低迷し、さらに大口貸出債権の期日到来・期限前返済や不良債権の最終処理を実施したことから、期末残高は708億円（増加率0.04%）と前年度並みを確保するに止

まり、平均残高は 716 億円(増加率 17.2%、貯貸率 17.2%)となりました。

特融業務については、日本政策金融公庫（農林水産事業）資金は、無利子化措置等により資金の引き合いがあったものの、これを上回る残高の期落ちにより減少となりました。こうした状況下、系統金融機関としての役割・機能発揮に向け、農業担い手への金融対応について、県下 JA との一体的な取り組みを進め、行政をはじめとする関係機関とも連携・協力した中、農業金融の統括、支援機能の強化に取り組みました。

また、住宅金融支援機構資金も依然として、繰上償還傾向が強く減少となりました。

受託貸付金全体としては、前年度より 17 億円減少し、期末残高は 130 億円(増加率△ 11.7%)となりました。

●余剰金運用業務

有価証券については、国債を主体とした定例取得、レンジ取得などによる債券を中心とした運用に取り組むとともに、市場動向を見極めながら株式や金融派生商品などによる補完的運用にも取り組みました。また、先行きの金利上昇局面での市場関連リスクへの対応として、継続的にポートフォリオ最適化に向けて取り組みました。その結果、平均残高では 916 億円(増加率△ 9.4%、貯証率 22.0%)、期末残高で 814 億円(増加率 2.3%)となりました。また、安定した運用資金を確保するため、前年度に続き債券貸借取引により市場から資金調達を行いました。

預け金については、本会の資金繰りを最優先に資金を確保しつつ、農林中央金庫の預金施設を基本に、系統定期を中心とした運用に取り組みました。その結果、平均残高では 2,808 億円(増加率△ 0.4%、貯預率 67.4%)、期末残高で 2,424 億円(増加率△ 0.7%)となりました。

●電算業務

信用事業の全国統一システム（JASTEM システム）に対する県における補完的システムとしての、県センター機能、県内ネットワーク・窓口端末機・自動化機器等、システム全般において、安全かつ効率的な運用を目指し運行管理に取り組みました。

また今年度は、平成 22 年 5 月の JASTEM システム更改に向けて、農林中央金庫・農中情報システムの全国段階、ホスト・ネットワーク・端末等の各ベンダー、県内 JA との連携を保ちながら、新県域システムの開発や関連する試験への対応、JA 職員に対する研修会の実施など、安全かつ確実な移行を目指して各種関連作業に取り組みました。

●経営管理

経営の健全性と透明性を確保していくことが重要との認識のもと、コンプライアンスや内部管理体制の強化に努め、コーポレートガバナンスの充実を図るべく、経営管理体制の高度化に向けた態勢整備を目指し、コア収益の安定的な確保に向けた収益力の強化、リスク管理の高度化と統制機能の強化、業務の合理化による効率的な事務体制の確立などに向け着実な実践に取り組みました。

今年度は前年度の赤字決算から 2 期連続赤字を回避すべく、利益目標の確実な達成に向けて取り組みました。収支環境は、長期運用利回りの低下傾向が続く一方で、預貯金金利の引下げによる調達利回りの低下等もあり、本会の短期調達・長期運用構造にとっては、利ざや縮小圧力の低下という収支拡大要因に恵まれることになりました。このような中、預け金に関しては、系統預金施設の効率的な利用、貸出金、有価証券は優良資産積上げによる期間収益の確保に取り組みました。貸出金に関しては、地域金融機関として、県内地場産業の振興に寄与すべく、取引深耕、新規取引等、取引の拡大を図りました。一方、不良債権については最終処理を進め、不良債権比率は前年比 1.68 ポイント減の 0.41%と大幅に改善することができました。有価証券に関しては、安定した利息収入の確保と金融情勢等の的確な把握及び分析に基づくディーリング的運用において平年以上の収益をあげることができました。今年度の最終損益は、貸倒引当金戻入益や前年度に支援した JA 支援額が税務決着し無税扱いになる等のプラス要因が重なり、前年度比 3,204 百万円増の 1,895 百万円となりました。会員 JA への還元としては、利用奨励金と今年度の特別対策としての特別対策費を併せて 1,607 百万円を支出しました。

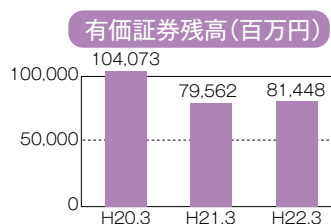
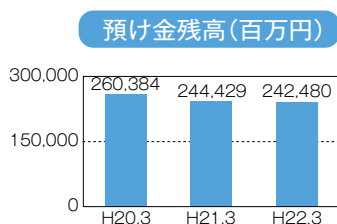
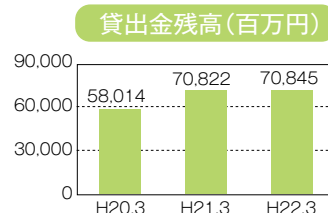
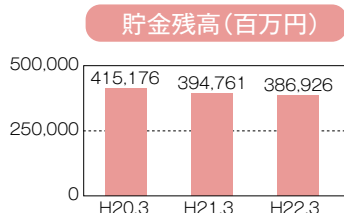
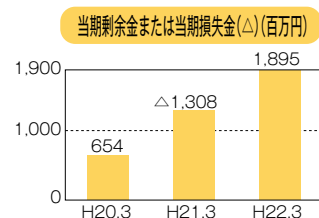
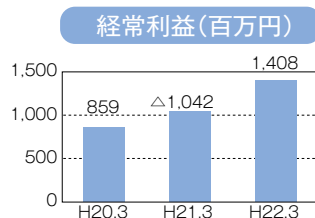
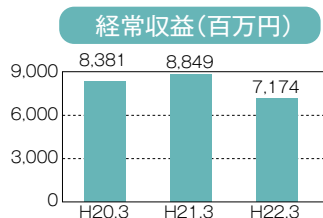
監査については、3 回の監事監査を受監したほか、内部監査については全部署に対して延べ 85 日の定期監査、延べ 11 日の確認監査及び延べ 3 日の無通告監査を実施し、内部管理態勢、事務処理の健全化・適正化に努めました。また、外部監査として、全国農協中央会の監査を 3 回受監、行政庁検査として農林水産省の検査を受検しました。



主要勘定の状況

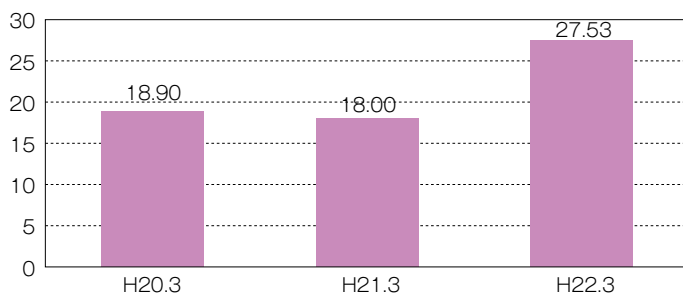
(単位：百万円)

区 分	平成 19 年度末	平成 20 年度末	平成 21 年度末
経 常 収 益	8,381	8,849	7,174
経 常 利 益	859	△ 1,042	1,408
当 期 剰 余 金	654	△ 1,308	1,895
貯 金 残 高	415,176	394,761	386,926
貸 出 金 残 高	58,014	70,822	70,845
預 け 金 残 高	260,384	244,429	242,480
有 価 証 券 残 高	104,073	79,562	81,448



自己資本比率

自己資本比率の推移(%)



平成 21 年 3 月末	平成 22 年 3 月末
18.00%	27.53%

(注)〔自己資本比率〕

保有する資産に対する自己資本の割合で、経営の健全性・安全性を表す重要な指標です。

平成 10 年 4 月から施行された「早期是正措置」により、「国際統一基準」では 8% 以上、「国内基準」では 4% 以上の自己資本比率を維持することが義務づけられています。当会は「国内基準」の 4% を大きく上回る水準にあります。

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成 21 年 3 月末	平成 22 年 3 月末	増 減
破綻先債権額	0	—	0
延滞債権額	1,487	284	△ 1,203
3 ヶ月以上債権額	—	—	—
貸出条件変更緩和債権	—	—	—
合計	1,488	284	△ 1,204
貸出金残高	70,822	70,845	23

(注) 1. (破綻先債権)

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

2. (延滞債権)

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

3. (3 ヶ月以上延滞債権)

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

4. (貸出条件緩和債権)

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

金融再生法開示債権の状況

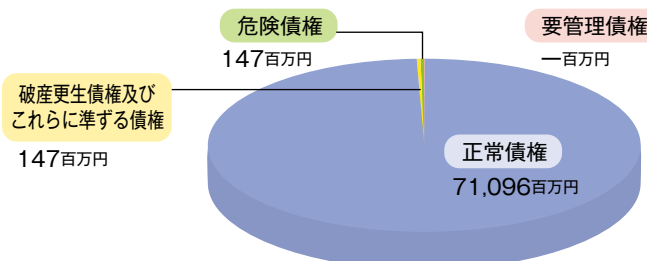
(単位：百万円)

債権区分	平成 21 年 3 月末	平成 22 年 3 月末	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(1)	1,238	147	△ 1,091
危険債権(2)	255	147	△ 108
要管理債権(3)	—	—	—
金融再生法分類債権総額(4) = (1) + (2) + (3)	1,494	294	△ 1,200
保全額(5) = (6) + (7)	1,494	294	△ 1,200
担保・保証等による保全額(6)	329	257	△ 71
貸倒引当金(7)	1,165	36	△ 1,128
保全率(5) / (4)	100.00%	100.00%	0.00%
正常債権(8)	70,022	71,096	1,073
総与信額(4) + (8)	71,517	71,391	△ 126

[総与信額] 71,391 百万円

(平成 22 年 3 月末)

うち金融再生法開示債権総額
294 百万円 (0.41%)



(注) 1. (破産更生債権及びこれらに準ずる債権)

破産、会社更生、再生手続等の理由により経営破綻状態に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。

2. (危険債権)

経営破綻の状態には陥っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、元本回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。

3. (要管理債権)

基本的には、3 ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。

4. (正常債権)

債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権。

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

連合会として対処し解決すべき重要な課題及びそれへの対応方針

本会は中期経営計画（平成 19 ～ 21 年度、「ニューチャレンジプラン」）を策定し、JA バンク基本方針の遵守を事業継続の条件と位置付け、新たな事業方式の確立等競争力のある事業展開と信用事業利益の拡大による経営の安定化を目指し、県域一体となった信用事業改革の実践を基本方針として、各重要課題に取り組んでいるところであります。

中期経営計画では重要課題として下記の 3 項目を掲げて、重要課題ごとに重点課題とそれに対する具体的な実践事項を設定し、また、実践事項に基づく計画期間中のロードマップを作成し、年度ごとの取り組むべき事項を明確に位置づけています。

< 重要課題 >

- ・ JA バンク山梨中期戦略実践のための JA に対する指導・支援と県内系統信用事業全体の健全性・信頼性の確保への取り組み
- ・ 県域組織整備に沿った県内信用事業運営体制の構築への取り組み
- ・ 経営管理体制の高度化に向けた態勢整備への取り組み

今年度、本会の重要な課題のひとつである本会自己資本の増強については、県下 JA のご理解のもと、20 年度に策定した「自己資本造成計画」の初年度として、後配出資の受入（55 億円）、劣後ローンの借入（35 億円）を計画どおり行うことができました。またもうひとつの重要な課題である JA の不良債権処理については、22 年 1 月末時点で県域の不良債権比率「目標 1 桁台」を達成することができました。

内外の政策効果により、日本経済が底入れしてから約 1 年が経過し、景気も回復基調にあると言われていますが、系統を取り巻く情勢は依然厳しいものがあります。このため、本会は次期中期経営計画「JA バンクパワーアッププラン（平成 22 ～ 24 年度）」を策定し、新たな基本戦略、事業目標のもと、県域信用事業の本部としての役割を最大限に発揮し、JA バンクとしての優位性を保持しつつ競争力の強化による県域信用事業の確実な発展に取り組むことを決定しています。

今後も本会経営につきまして、引き続き県下 JA のご理解とご協力をいただく中で、安定した還元機能維持に努め、県内 JA の期待に応えるべく着実な事業の実践に取り組んで参ります。

地域貢献情報

当会は、山梨県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に貢献する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のＪＡにお預けいただいた農家組合員および地域のみなさまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では、資金を必要とする農家組合員のみなさま方や、ＪＡ・農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいております。

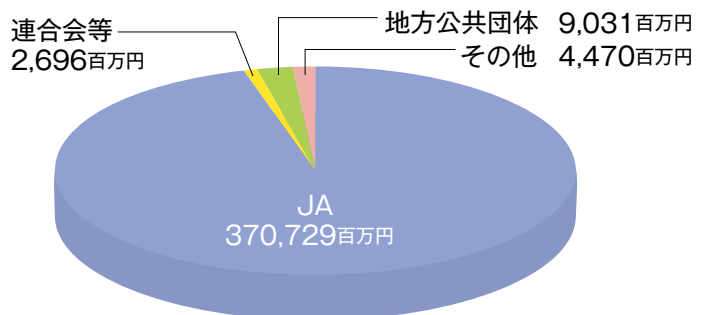
当会は農家組合員のみなさまの経済的・社会的地位の向上を目指し、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することによりＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

地域からの資金調達状況

県内ＪＡやその関係諸団体をはじめ、組合員・地域のみなさまからも貯金をお預かりしております。貯金・定期積金のほか、国債、外貨預金等さまざまな商品を取り揃えています。

[貯金残高] 386,926 百万円

(平成 22 年 3 月末)

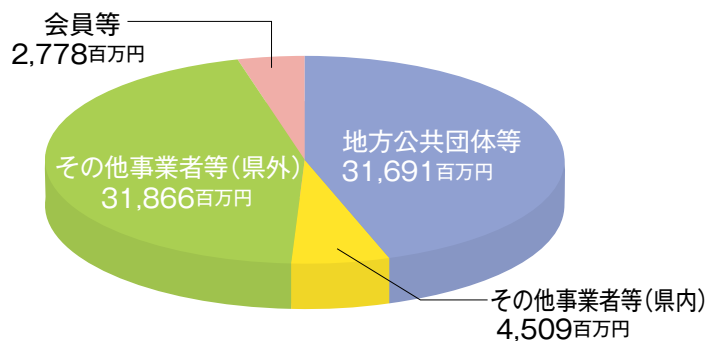


地域への資金供給状況

県内ＪＡやその関係諸団体への融資をはじめ、組合員・地域のみなさまの暮らしや農業者・事業主のみなさまの必要な資金をご融資しています。

[貸出金残高] 70,845 百万円

(平成 22 年 3 月末)



(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

各種農業関連イベントへの参加

県内の農畜産物を消費者により身近に感じてもらうよう、「味のワンダーランドやまなし」をイメージした果実・野菜の即売会の開催、また「山梨県農業まつり」等農業関係イベントへの積極的な参加活動。



食農教育応援事業

子どもたちの農業に対する理解の深耕、農業ファンの拡大、地域発展への貢献を目的に「JA バンク食農教育応援事業」に取り組んでいます。

具体的には、食農、環境保全、金融経済をテーマにした教材約 1 万冊を県下全小学校に贈呈するとともに、JA が行った子供たちへの農業体験などの教育活動に対して費用助成を行い、取り組みの拡充を目指しています。



団体献血の実施

地域社会の一員として地域医療に貢献するため、JA 山梨県連グループ献血友の会会員として団体献血に多くの役職員が参加しました。



高齢者のネットワークづくり

各 JA では、旅行・芸能・スポーツ等様々なイベントを開催し、地域のみなさまに好評を博しております。

このうち、ゲートボール大会は、全国大会を目指して県下 79 チームが参加し日頃の練習の成果を遺憾なく発揮されました。



年金友の会への支援

各ＪＡで年金受給者を対象に「年金友の会」をつくり各種の活動を行っています。当会では、各ＪＡを通じてこれらの活動を支援しております。

年金相談会

各ＪＡでは、年金リーダーを中心とし、地域のみなさまを対象とした年金相談会を開催しております。また、在職中の方も相談できるよう、休日にも年金相談会を開催しております。当会では、相談会へ年金アドバイザーを派遣し、年金相談や各種情報の提供を行っております。

年金はお客様にとって、第２の人生の「良き友」であり、今まで働いてきた「証」であろうと考えます。ＪＡバンク山梨では、これから年金を受給される皆様、あるいは現在年金を受給中の皆様に、少しでもお手伝いをさせていただければと考えております。



住宅ローン相談会

各ＪＡでは、ローンリーダーを中心として在職中の方も相談できるように、毎月１回休日相談会を開催しております。また、当会ではローンセンター職員による県内住宅公園での相談会を実施しております。

ＪＡ住宅ローンは、新築・購入をはじめ、増改築・外装工事など、住宅に関するさまざまな用途にご利用いただけます。

また、すでにご利用の住宅ローンを借り換える際にもご利用いただけます。



ＪＡバンク相談所

当会が行う貯金・貸出などの信用事業に関して、お客さまからの苦情等の相談窓口として、ＪＡ山梨中央会内に「山梨県ＪＡバンク相談所」を設置しております。

ＪＡ等の信用事業に関するお取引でお困りの際は、ご遠慮なく申出ください。

受付時間

月～金曜日 ９：００～１７：００
(祝日及び相談所休業日は除く)

TEL

055-222-7700

トピックス

DISCLOSURE 2010

農業担い手金融への取組み

JAバンク山梨では農業担い手に対する金融支援のため、県下全JAに「担い手金融リーダー」を設け、JA農機ハウスローン、農業近代化資金を中心に農業融資に積極的に取り組んでおります。

また、JAバンクとして「利子助成事業」等により、借入者の負担を軽減し、農業経営の安定化を支援しております。

資金名	概要
JA 農機ハウスローン ※	組合員の方が農業生産性向上のため農業機械・ハウス等を取得する際に、迅速かつ簡便にお借入れいただける資金です。
農業近代化資金	農業の「担い手」の経営改善のための長期で低利な制度資金です。施設の取得・拡張、設備・機具購入、長期運転資金など幅広い資金調達をサポートしています。「認定農業者」の方は、さらに利子助成等の措置が受けられます。
JA アグリマイティー資金 ※	施設の取得・拡張、設備・機具購入から短期の運転資金まで、農業に関するあらゆる資金ニーズに対応できます。
JA アグリスーパー資金 ※	水田・畑作経営所得安定対策の対象者となる「認定農業者」の方に対し、農業経営に必要な運転資金を低利で提供する短期の運転資金です。

※印の資金は、JAバンク利子助成事業の対象となり、借入当初から3年間に限り、最大1%の利子助成を受けることができます。

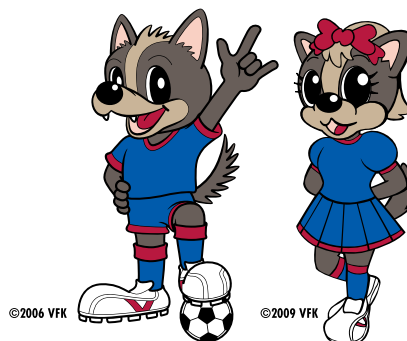
JAバンクのPR活動

JAバンクの動く広告塔として、JAバンクの信頼性確保と、イメージアップを図ることを目的として、ラッピングバス（車両全面広告バス）3台によるPRを行っております。



Jリーグへ協賛

JAグループでは、山梨県に本拠地を構える「ヴァンフォーレ甲府」へ協賛し、チームの活躍に声援を送っております。



マイカーローン

JAバンク山梨独自商品として、環境を大切にするみなさまを応援する「JAマイカーローン+ エコ (ECO)」を平成 22 年 9 月 30 日まで取扱っております。JA のマイカーローンは新車や中古車の購入をはじめ、修理・車検費用など、カーライフに関するさまざまな用途にご利用いただけます。

「JA マイカーローン+ エコ (ECO)」は JA との取引内容に応じて店頭表示金利から最大 1% 金利を引き下げ、エコカー購入時にはさらに 0.3% 軽減し、通常の店頭表示金利から最大 1.3% 金利が軽減されます。



JA カード・IC キャッシュカード

JAバンク山梨ではお客様により一層安心・便利をご提供するため、キャッシュカード機能と JA ならではの特典が満載のクレジットカード機能を一枚のカードに取り込んだ、JA 一体型カード(IC カード)をおすすめしております。

JAバンク山梨のキャッシュカードをお使いの方は、全国 12,000 台の JA バンクの ATM で、平日はもちろん、土日・祝日でも ATM での入出金手数料が無料をご利用いただけます。



すくキッズ

JAバンク山梨では子育て世帯の応援商品として、契約期間に応じて満期時に 1,000 円～ 3,000 円の図書カードをプレゼントする子育て応援定期積金「すくキッズ」を平成 23 年 3 月末まで取扱っております。



おもな事業の内容

DISCLOSURE 2010

貯金業務

JA や地域のみなさまの多様化するニーズにお応えするために、有利な資産づくりと豊かなくらしのお手伝いをしております。魅力ある商品の開発に積極的に取り組み、みなさまの目的に合わせた様々な貯金を取り揃えております。また、JA を通じて振り込まれる農産物代金、年金、給与、公金の取りまとめや一括払込業務などを行っております。

さらに、キャッシュカード一枚で全国のJA・信連から貯金の入出金ができるサービスやゆうちょ銀行・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・セブン銀行から貯金の払戻しができるサービスを行っております。

● お取扱い商品のご案内

貯金の種類	特 色	期 間	お預け入れ金額
当座貯金	・ 安全便利な小切手・手形がご利用いただけます。	期間の制限はありません。	1 円以上
普通貯金	・ おサイフ代わりにいつでも簡単に出し入れできます。公共料金等の自動支払い口座として、また、給与・年金等のお受取口座として最適です。	期間の制限はありません。	1 円以上
決済性貯金	・ 貯金保険制度において全額保護の対象となります。ただし、利息は付保されません。	期間の制限はありません。	1 円以上
通知貯金	・ 1 週間以上の短期のお預け入れにご利用いただけます。	7 日以上	50,000 円以上
納税準備貯金	・ 税金の納付に備えるための貯金です。	入金はいつでも	1 円以上
譲渡性貯金 (NCD)	・ 大口資金を高利回りで運用できます。また、満期日前に譲渡できます。	2 週間以上 2 年以内	1,000 万円以上
スーパー定期	・ 最長 5 年間までニーズにあった期間でお預け入れできる定期貯金です。	1 か月以上 5 年以内	1 円以上
大口定期預金	・ 1,000 万円以上のまとまった資金の運用に最適な商品です。	1 か月以上 5 年以内	1,000 万円以上
変動金利定期貯金	・ 市場金利に応じて 6 か月ごとに金利が変更となる貯金です。	1 年・2 年・3 年	1 円以上

● 商品のご利用にあたって…貯金に関しましては、約款の内容をご確認いただき、詳しくは、窓口にご相談ください。

融資業務

●農業関連融資

認定農業者等, 農業担い手の資金需要に対し, JA と一体となり, 農業近代化資金等の制度資金, 日本政策金融公庫 (農林水産事業) 資金, また各種要項資金などライフサイクルに応じ, きめ細やかに対応してまいります。

●地元企業・公共団体等への融資

地域金融機関として, 地元企業との結び付きを強め, 融資業務を通じて地域経済の振興と発展に貢献します。また, 公共団体, 非営利団体等で必要とされる低利で長期な資金には, 良質で豊富な当会資金を積極的に供給し, 豊かなまち・むらづくりへのお手伝いをします。

●県内 JA との連携

JA のバックアップ金融機関として必要な資金を潤沢に供給します。また, 県内 JA との緊密な連携による組合員への協調融資, 低利・長期の資金需要にも対応してまいります。

●お取扱い商品のご案内

	資金の内容	ご利用いただける方	資金のお使いみち	ご融資の条件など
農業向け資金	農業近代化資金などの制度資金, アグリマイティー資金などの要項資金	個人, 農業団体および農業関連企業	農業に関連した, 設備, 機械等の取得, 運転資金, 災害資金など	それぞれの取り扱い要領で定められた条件によります。
一般資金	設備資金, 運転資金など	一般企業等	設備, 機械等の取得, 運転資金, 賞与, 決算等の季節資金	資金のお使いみちなどに応じてご相談のうえ決定します。
個人向け資金	住宅ローン, 賃貸住宅ローンなどの各種ローン	個人	住宅を取得したり, 農業以外の事業などを行うために必要な資金	それぞれの取り扱い要領で定められた条件によります。

●詳しくは, 窓口にご相談ください。



代理業務

当会は、JAの組合員をはじめ地元にお住まいのみなさまにご活用いただくため、日本政策金融公庫（農林水産事業）・（国民生活事業）、住宅金融支援機構、福祉医療機構などの受託金融機関として、国や県が行う低利で有利な制度資金につきましても、JAを窓口にお取り扱いしております。

資金・証券業務

当会がお預かりした貯金は、農業関連事業や商工業事業に対する融資を通じて地場産業の発展をお手伝いする一方、有価証券等の運用も行っております。

その運用方法は、安全性および流動性の確保に主眼をおき、農林中金への預金を中心に国債や株式等への投資を行っているほか、先物・オプション等の金融派生商品への取り組みも行っております。

電算業務

JAバンクの基幹システムはJASTEMシステム（系統信用事業全国センター）にて運営されておりますが、システム基盤の絶対的陳腐化への対応、コスト削減、セキュリティ対策への強化に対応するため各JAと一体となり「JASTEM次期システム更改」に向けた準備を進め、平成22年5月に新JASTEMシステムの稼働を行いました。

また、本会におきましてもホストマシン、サーバ類の更改を行い、その県域センタ機能として、電算機運用・口座振替業務・県域システム開発・電算指導に関し安定稼働を第一義とした運行管理と機能拡充に取り組んでおります。

金融推進、相談・研修業務

JAに求められるニーズは、日々多様化、あるいは高度化しており、JAバンクにおける機能や役割も、より充実し、改善し続けることが必要となっております。当会は、「地域のみなさまから選ばれるJAバンク」を目指し、各JAと一体となり、みなさまのニーズにお応えするために、JAの総合力を活かした良質・高度なサービスの提供を行っております。

また、ローン及び年金センターとタイアップした住宅ローン及び年金相談会を開催する一方、JA職員への通信教育や集合研修の実施を通じて、より専門性を重視した実践的なJAバンク担当職員の育成にも努めております。

年金センター業務

年金に関する社会情勢への対応と、年金受給者や年金受給予定者の様々な相談ニーズに応えるため、年金の専門知識を持った年金リーダーの育成や年金相談会支援等に積極的に取り組んでおります。

ローンセンター業務

ローンセンターは、JAバンクローン（住宅ローン・マイカーローン・教育ローン等）の審査を行う審査センター、ハウスメーカーやお客さまからのローン相談に対応する営業センター、管理業務を担当する管理センターから構成されております。

その他サービス

全国どちらの金融機関へでもご送金・お振り込み、また、手形・小切手代金のお取り立て等が安全確実に行えます。
みなさまの給与振込、年金のお受取、国・県・市町村民税の収納、電気料、水道料などの各種公共料金の口座振替、クレジットカードの代金決済など決済業務を為替事務センター・手形センター等を通じて幅広くお取り扱いしております。
また、幅広い資産運用ニーズにお応えするため各種国債の窓口販売を行っております。

●その他商品

項 目	内 容
JA キャッシュサービス	JA のキャッシュサービスをご利用いただくと、全国の JA ・ 信連 ・ 農林中金 ・ ゆうちょ銀行 ・ 都銀 ・ 地銀 ・ 第二地銀 ・ 信金 ・ 信組 ・ 労金 ・ セブン銀行の CD (現金自動支払機) ATM (現金自動預入 ・ 支払機) で、現金のお引き出し、残高照会ができます。
給与振込サービス	給与 ・ ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金はキャッシュカードにより必要な時にお引き出しができます。
各種自動受取サービス	国民年金、厚生年金等の年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受取に出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料、NHK 放送受信料、電話料のほか、税金、水道料など、普通貯金、当座貯金から自動的にのお支払い致しますので集金、払い込みのわずらわしさがなくなります。
JA カード (クレジットカード)	「JA ならでは」の特典を備えた JA カードはお買い物、ご旅行、お食事などお客様のサインひとつでご利用いただけます。また、お金が必要なときはキャッシングサービスも受けられる便利なカードです。JA カード一体型 (IC キャッシュカードとクレジット機能が 1 枚になった便利なカード) も取り扱っております。
デビットカード	 このマークのあるお店で、端末に JA のキャッシュカードを差し込み、暗証番号を入力するだけで、お買い物やご飲食のお支払代金が即時にお客さまの口座から引き落としされます。
JA ネットバンク	窓口や ATM にいなくても、お手持ちのパソコン、携帯電話からインターネットを通じてアクセスするだけ。平日、休日を問わず、残高照会や振込・振替などの各種サービスが 24 時間いつでもお気軽にご利用いただけます。

(平成 22 年 6 月末現在)

●自動化機器の設置状況

	店舗内	店舗外
JA 設置	64	66
信連設置	1	3

(平成 22 年 6 月末現在)
※すべての自動化機器について IC 化対応済



手数料

● ATM 利用手数料

(平成 22 年 6 月末現在)

ご利用カード ご利用時間帯		お引き出し取引(1 回当たり)					お預入れ取引(1 回当たり)	
		当会・県内 JA キャッシュ カード	県外 JA キャッシュ カード	三菱東京 UFJ キャッシュ カード	他金融機関 (三菱東京 UFJ 以外) キャッシュ カード	ゆうちょ銀行 キャッシュ カード	当会・県内 JA キャッシュ カード	県外 JA キャッシュ カード
平 日	8:00 ~ 8:45	無 料		105 円	105 円	210 円	無 料	
	8:45 ~ 18:00			無 料	105 円	105 円		
	18:00 ~ 21:00			105 円	210 円	210 円		
土 曜	9:00 ~ 14:00			105 円	105 円	105 円		
	14:00 ~ 19:00			105 円	210 円	210 円		
日 曜	9:00 ~ 19:00			105 円	210 円	210 円		
祝 日	9:00 ~ 19:00			105 円	210 円	210 円		
年 末	9:00 ~ 19:00			105 円	210 円	210 円		

(注) 1. 当会・県内 JA 以外のお客さまは、土曜日・日曜日・祝日・年末休日の 17 時以降はお取引ができません。
2. 他金融機関のお客さまは、お預入れ取引ができません。

● 為替手数料

(平成 22 年 6 月末現在)

	振 込 先			
	系統金融機関あて		他金融機関あて	
	県 内	県 外		
送金(1 件につき)				
普通扱い(送金小切手)	420 円	420 円		630 円
電信扱い	420 円	420 円		840 円
振込(1 件につき) / 窓口扱	(文書扱い)	(電信扱い)	(文書扱い)	(電信扱い)
3 万円未満	210 円	210 円	420 円	525 円
3 万円以上	420 円	420 円	630 円	735 円
振込(1 件につき) / A T M 扱				
3 万円未満	105 円	210 円		420 円
3 万円以上	315 円	420 円		630 円
振込(1 件につき) / ネットバンク				
1 万円未満	52 円	52 円		210 円
3 万円未満	105 円	105 円		315 円
3 万円以上	210 円	210 円		525 円
代金取立(1 通につき)	420 円	420 円		630 円
その他手数料				
送金振込の組戻料 1 件につき		630 円		630 円
不渡手形返却料 1 通につき		630 円		630 円
取立手形組戻料 1 通につき		630 円		630 円
取立手形店舗呈示料 1 通につき		630 円		630 円
等の特殊な手数料				

(注) 1. 取立等の実費が 630 円を超える場合は実費を頂きます。

● その他の手数料

(平成 22 年 6 月末現在)

対象項目	単 位	金 額
残高証明書	1 通	525 円

(注) 1. 証明書の発行形式により、金額が異なる場合があります。

注) 上記の各手数料には消費税等が含まれています。

組織等について

役 員

(平成 22 年 6 月末現在)

●経営管理委員会

経営管理委員会会長	廣瀬 久信
経営管理委員会副会長	込山 博
経営管理委員	關本 得郎
経営管理委員	石井 幹夫
経営管理委員	功刀 喜弘
経営管理委員	米山 敏彦
経営管理委員	堀川 千秋

●理事会

代表理事理事長	手塚 進二
代表理事専務	岩下 邦夫
常務理事	丹澤 孝
常務理事	田村 二郎

●監事会

代表監事	佐野 勝久
員外監事	海野 勝
常勤監事	飯窪 幸夫

会員数・職員数

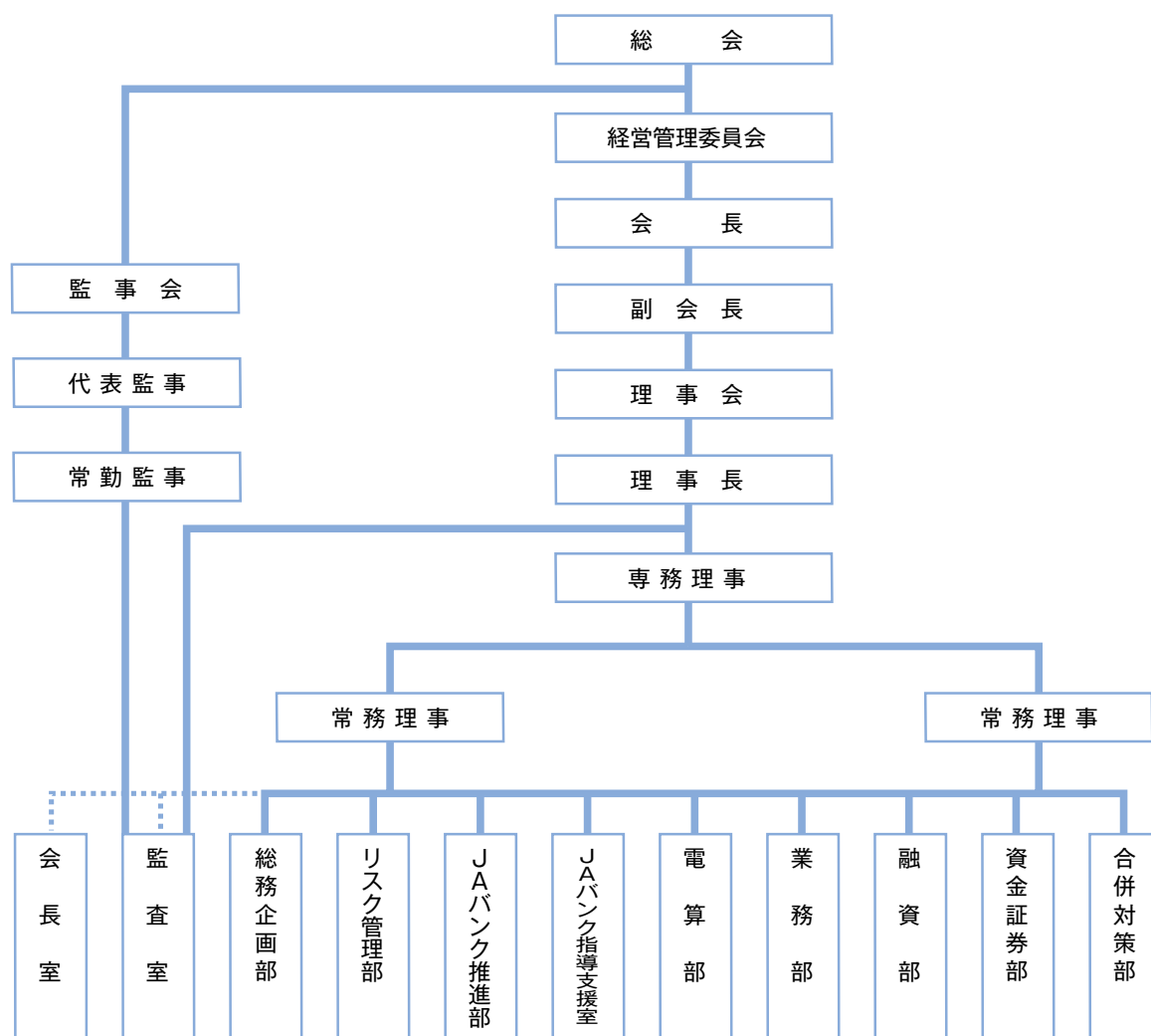
会 員 数		
区 分	平成 21 年 3 月末	平成 22 年 3 月末
正会員	17	15
准会員	18	18
合 計	35	33

職 員 数(単位：人)		
区 分	平成 21 年 3 月末	平成 22 年 3 月末
参 事	0	0
男子職員	70	70
女子職員	32	33
合 計	102	103



機構図

(平成 22 年 6 月末現在)



店舗のご案内

店舗／本所 甲府市飯田一丁目 1 番 20 号 TEL (055) 223-3514

沿革・歩み

大正 6 年	山梨県信用組合聯合会設立
昭和 18 年	山梨県農業会に改組
昭和 23 年	山梨県信用農業協同組合連合会設立 大月出張所開設
昭和 24 年	長坂出張所開設
昭和 39 年	全国農協貯金者保護制度発足
昭和 47 年	県下 JA 貯金 1,000 億円達成
昭和 49 年	県センターで農協オフライン処理受託開始
昭和 53 年	新農協会館で業務開始 県下 JA 貯金 2,000 億円達成
昭和 54 年	全国銀行内国為替制度加盟
昭和 58 年	長坂出張所閉所
昭和 59 年	第一次信用事業オンライン稼働
昭和 60 年	全国農協貯金ネットサービス開始
昭和 62 年	国債窓販代理業務で取扱開始
昭和 63 年	大月出張所閉所 県下 JA 貯金 3,000 億円達成 第二次信用事業オンライン稼働
平成 元年	山梨中央銀行との CD オンライン提携
平成 2 年	都銀・地銀との CD オンライン提携
平成 3 年	農協法第 10 条第 9 項に基づく特例信連の指定 第二地銀・信金・信組・労金との CD オンライン提携 外貨両替業務取扱開始
平成 4 年	県下 JA 貯金 4,000 億円達成
平成 6 年	国債窓販取扱開始
平成 8 年	新信用システム稼働
平成 9 年	後配出資制度導入
平成 10 年	常勤監事制度導入 JA 信用事業の新しい総称「JA バンク」導入
平成 12 年	外貨定期預金取扱開始 郵貯との CD オンライン提携 デビットカード業務開始
平成 13 年	経営管理委員会制度導入 JA ネットバンク取扱開始 JA バンク基本方針に伴う「JA バンク山梨県本部」設置
平成 14 年	セキュリティポリシーの制定 JA バンクラッピングバス(車両全面広告バス)スタート
平成 15 年	県下 JA 貯金 6,000 億円達成
平成 16 年	JASTEM システム稼働
平成 17 年	ローンセンター稼働 セブン銀行との ATM 提携
平成 18 年	IC キャッシュカード導入
平成 20 年	JA バンク ATM 顧客手数料の全国一律無料化
平成 22 年	中期経営計画「JA バンクパワーアッププラン」スタート

経営資料編

I 決算の状況

●貸借対照表	30
●損益計算書	31
●キャッシュフロー計算書	32
●注記表	33
●剰余金処分計算書	42
●財務諸表の適正性等にかかる確認	42

II 損益の状況

●最近の5事業年度の主要な経営指標	43
●利益総括表	43
●資金運用収支の内訳	44
●受取・支払利息の増減額	44

III 事業の概況

●貯金に関する指標	45
●貸出金等に関する指標	45
●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	48
●貸出金償却の額	48
●リスク管理債権	48
●金融再生法に基づく開示債権	49
●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	49
●有価証券に関する指標	49
●有価証券の時価情報等	50
●受託業務・為替業務等に関する指標	51

IV 経営諸指標

●利益率	52
●貯貸率・貯証率	52

V 自己資本の充実の状況

●自己資本の状況	53
●信用リスクに関する事項	56
●信用リスク削減手法に関する事項	60
●派生商品取引のリスクに関する事項	61
●証券化エクスポージャーに関する事項	62
●オペレーショナル・リスクに関する事項	62
●出資等エクスポージャーに関する事項	63
●金利リスクに関する事項	64

I 決算の状況

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	20 年度 平成 21 年 3 月 31 日	21 年度 平成 22 年 3 月 31 日	科 目	20 年度 平成 21 年 3 月 31 日	21 年度 平成 22 年 3 月 31 日
(資産の部)			(負債の部)		
現金	629	658	貯金	394,761	386,926
預け金	244,429	242,480	当座貯金	6,793	6,400
系統預け金	244,042	242,017	普通貯金	2,355	2,125
系統外預け金	387	462	通知貯金	28,900	33,010
有価証券	79,562	81,448	別段貯金	309	320
国債	57,812	58,277	定期貯金	356,380	345,002
地方債	199	399	定期積金	23	67
短期社債	—	—	債券貸借取引受入担保金	—	—
社債	7,537	7,340	借用金	6,094	9,594
株式	1,266	2,193	代理業務勘定	23	19
其他証券	12,745	13,236	其他負債	1,667	776
貸出金	70,822	70,845	未払費用	913	484
手形貸付	1,659	717	約定取引未決済借	421	178
証書貸付	54,225	53,684	その他の負債	332	113
当座貸越	4,259	4,265	諸引当金	2,899	1,173
金融機関貸付	10,678	12,178	相互援助積立金	18	140
其他資産	1,034	660	特定債務者支援引当金	1,900	—
未収収益	721	513	退職給付引当金	910	957
約定取引未決済貸	145	—	役員退職慰労引当金	22	27
その他の資産	167	146	賞与引当金	47	47
有形固定資産	484	570	債務保証	660	518
建物	140	148	[負債の部合計]	406,107	399,008
土地	192	192	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	151	228	出資金	8,672	14,186
無形固定資産	427	433	(うち後配出資金)	(3,636)	(9,150)
ソフトウェア	416	423	回転出資金	120	80
その他の無形固定資産	11	9	利益剰余金	5,163	7,059
外部出資	22,555	22,560	利益準備金	3,213	3,213
系統出資	22,010	22,010	其他利益剰余金	1,950	3,846
系統外出資	544	549	特例特別積立金	450	450
繰延税金資産	—	288	特別積立金	2,400	1,500
債務保証見返	660	518	当期末処分剰余金	△ 899	1,895
貸倒引当金	△ 1,613	△ 281	(うち当期剰余金)	(△ 1,308)	(1,895)
			会員資本合計	13,955	21,325
			其他有価証券評価差額金	△ 1,072	△ 151
			評価・換算差額等合計	△ 1,072	△ 151
			[純資産の部合計]	12,883	21,174
資産の部合計	418,991	420,182	負債及び純資産の部合計	418,991	420,182



損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 20 年度 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日	平成 21 年度 自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日
経常収益	8,849	7,174
資金運用収益	5,487	5,127
(うち貸出金利息)	(961)	(1,495)
(うち預け金利息)	(3,000)	(2,354)
(うち有価証券利息配当金)	(1,524)	(1,275)
役務取引等収益	1,152	1,098
その他事業収益	2,096	785
その他経常収益	112	162
経常費用	9,892	5,765
資金調達費用	3,472	2,897
(うち貯金利息)	(3,402)	(2,772)
役務取引等費用	461	401
その他事業費用	1,630	11
経費	2,267	2,328
その他経常費用	2,060	126
経常利益	△ 1,042	1,408
特別利益	1	2,104
特別損失	0	1,902
税引前当期利益	△ 1,041	1,610
法人税、住民税及び事業税	264	3
過年度法人税等	1	—
法人税等調整額	—	△ 288
当期剰余金	△ 1,308	1,895
前期繰越剰余金	408	—
当期末処分剰余金	△ 899	1,895

(注) 1. 資金運用収益の「(うち預け金利息)」には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。

2. 資金調達費用の「(うち貯金利息)」には、JA 等に対する支払奨励金が含まれています。

キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	平成 20 年度 自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日	平成 21 年度 自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	△ 1,041	1,610
減価償却費	215	301
貸倒引当金の増加額	147	△ 1,331
その他の引当金・積立金の増加額	1,370	△ 1,773
資金運用収益	△ 5,487	△ 5,127
資金調達費用	3,472	2,897
有価証券関係損益	△ 495	△ 1,269
貸出金の純増減	△ 12,807	△ 23
預け金の純増減	40,000	10,000
貯金の純増減	△ 20,414	△ 7,835
資金運用による収入	5,667	5,331
資金調達による支出	△ 3,501	△ 3,310
その他	67	50
小 計	7,193	△ 478
法人税等の支払額	△ 59	△ 221
事業活動によるキャッシュ・フロー	7,134	△ 700
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 321,151	△ 303,896
有価証券の売却による収入	332,804	273,067
有価証券の償還による収入	17,602	31,034
固定資産の取得による支出	△ 446	△ 393
外部出資による支出	△ 11,853	△ 5
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,955	△ 193
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入による収入	—	3,500
出資の増額による収入	—	5,514
出資配当金の支払額	△ 180	—
回転出資金の払戻しによる支出	△ 40	△ 40
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 221	8,973
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額	23,868	8,079
6 現金及び現金同等物の期首残高	33,633	57,502
7 現金及び現金同等物の期末残高	57,502	65,581

注記表

【平成 20 年度】（自 平成 20 年 4 月 1 日 至 平成 21 年 3 月 31 日）

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「-」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
・ 売買目的の有価証券 …… 時価法（売却原価は移動平均法により算定）
・ 満期保有目的の債券 …… 定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
・ 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 …… 原価法（売却原価は移動平均法により算定）
・ その他有価証券
時価のあるもの …… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの …… 原価法（売却原価は移動平均法により算定）
なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
建 物 定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）については、定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は 15 年～ 50 年です。
動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は 5 年～ 15 年です。
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（原則 5 年）に基づいて償却しています。
- (5) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額（当期は貸倒実績率を採用）を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることが出来る債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定規定に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
 - ② 退職給付引当金
退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金については、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金規程」に基づき当期末要支給見積額を計上しています。
 - ④ 賞与引当金
賞与引当金については、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。
 - ⑤ 相互援助積立金
相互援助積立金については、山梨県 JA バンク支援制度に基づき、必要と認められる額を計上しています。
 - ⑥ 特定債務者支援引当金
特定債務者支援引当金については、経営困難 JA に対する支援相当額を計上しています。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
（会計方針の変更）
所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第 13 号平成 19 年 3 月 30 日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 16 号同前）が平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当年度から同会計基準及び適用指針を適用しています。
なお、該当するリース資産はありません。
- (7) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は 648 百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は 280 百万円です。
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1 年以内	1 年超	合 計
所有権移転外ファイナンス・リース	152 百万円	99 百万円	251 百万円
オペレーティング・リース	3 百万円	一百万円	3 百万円

- (4) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産
預け金 100 百万円

担保資産に対応する債務
貯金 24 百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 29,000 百万円、有価証券 700 百万円、当座借越担保として、預け金 100 百万円を差し入れています。

なお、固定資産のうち保証金権利金は 1 百万円です。

- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
(7) 貸出金のうち、破綻先債権額は 0 百万円、延滞債権額は 1,487 百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (8) 貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額ははありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。

- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 1,488 百万円です。

なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 9,437 百万円です。なお、融資未実行残高のうち 8,230 百万円は当会の会員に対して定期貯金等を担保とした当座貯金に対する当座貸越契約です。

- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 10,178 百万円が含まれています。

- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 6,094 百万円が含まれています。

- (14) 山梨県農業協同組合中央会が行う経営困難 JA 救済支援事業に対する負担額等

当該事業は、経営困難 JA を隣接 JA 等への合併による救済支援を行うにあたり、合併時欠損金処理財源を補填する等の支援を行うもので、JA と連合会による賦課金方式により財源の負担要請がされています。

当該事業による支援総額は 2,446 百万円であり、このうち当会は 1,796 百万円を負担し、当期までに支出した 1,350 百万円を除く 446 百万円については平成 24 年度まで毎年一定額を支出する予定です。

3. 損益計算書に関する事項

- (1) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は 4 百万円です。

- (2) 債権売却損は、個別貸倒引当金を引き当てていた債権については、売却損と引当金れい入額を相殺した残額を表示しています。相殺した金額は 253 百万円です。

4. 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券

貸借対照表計上額	一百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	一百万円

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち益	うち損
国債	57,812 百万円	62,752 百万円	4,939 百万円	4,939 百万円	一百万円
地方債	199 百万円	202 百万円	3 百万円	3 百万円	0 百万円
短期社債	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円	一百万円
社債	5,940 百万円	5,956 百万円	16 百万円	92 百万円	76 百万円
その他	5,857 百万円	4,909 百万円	△ 947 百万円	120 百万円	1,068 百万円
合 計	69,811 百万円	73,821 百万円	4,010 百万円	5,156 百万円	1,145 百万円

(注) 1. 時価は、当期末における市場価格等に基づいています。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

3. 満期保有目的の有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。

当期における減損処理額は外国証券 642 百万円です。

なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ 50% 以上下落した場合には全て減損処理を行い、30% 以上 50% 未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

③その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	1,589 百万円	1,266 百万円	△ 323 百万円	— 百万円	323 百万円
債券	1,631 百万円	1,596 百万円	△ 34 百万円	— 百万円	34 百万円
国債	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地方債	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
短期社債	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
社債	1,631 百万円	1,596 百万円	△ 34 百万円	— 百万円	34 百万円
その他	7,602 百万円	6,887 百万円	△ 714 百万円	3 百万円	717 百万円
合 計	10,822 百万円	9,750 百万円	△ 1,072 百万円	3 百万円	1,075 百万円

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当期末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳です。

3. 上記評価差額が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

4. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。

当期における減損処理額は外国証券 398 百万円です。

なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ 50% 以上下落した場合には全て減損処理を行い、30% 以上 50% 未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

売却額	売却益	売却損
328,369 百万円	1,980 百万円	682 百万円

(4) その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりです。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債券	33 百万円	2,377 百万円	9,181 百万円	53,957 百万円
国債	— 百万円	— 百万円	5,795 百万円	52,017 百万円
地方債	— 百万円	— 百万円	199 百万円	— 百万円
短期社債	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
社債	33 百万円	2,377 百万円	3,185 百万円	1,940 百万円
その他	— 百万円	— 百万円	— 百万円	12,745 百万円
合 計	33 百万円	2,377 百万円	9,181 百万円	66,703 百万円

5. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」（平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。

②退職給付債務及びその内訳

退職給付債務の額	△ 910 百万円
退職給付引当金の額	△ 910 百万円

③退職給付費用の内訳

勤務費用	69 百万円
退職給付費用の額	69 百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担の額は 10 百万円です。

また、存続組合より示され平成 21 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 198 百万円です。

6. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等
繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
特定債務者支援引当金	589 百万円
その他有価証券評価差額金	332 百万円
貸倒引当金超過額	310 百万円
退職給付引当金超過額	259 百万円
有価証券有税償却額	123 百万円
事業税	16 百万円
繰延資産償却超過額	9 百万円
相互援助積立金超過額	5 百万円
その他	49 百万円
繰延税金資産小計	1,695 百万円
評価性引当額	△ 1,695 百万円
繰延税金資産合計(A)	— 百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計(B)	— 百万円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	— 百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

当事業年度は、税引前当期損失であるため、注記を省略しています。

法定実効税率については、平成 20 年 10 月 1 日以降開始する事業年度から適用される地方法人特別税を含めて算出していますが、当年度の繰延税金資産及び法人税等調整額に与える影響は軽微です。

7. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

- (1) キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

8. その他の事項

該当する事項なし

【平成 21 年度】(自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)

1. 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示し、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
また、取引はあるが期末には残高がない勘定科目は「—」で表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ・売買目的の有価証券……時価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……原価法(売却原価は移動平均法により算定)
 - ・その他有価証券
 - 時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、それぞれ次の方法により行い資産から直接減額して計上しています。
- 建 物 定率法(ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))については、定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は 15 年～50 年です。
- 動 産 定率法を採用しています。なお、主な耐用年数は 5 年～15 年です。
- (4) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(原則 5 年)に基づいて償却しています。
- (追加情報)
平成 22 年 5 月に全国系統信用オンラインシステム(JASTEM システム)にかかるシステム更改があり、これにともない除却する固定資産について償却期限を平成 22 年 5 月に短縮し償却期間の見直しを行いました。
この変更により、経常利益及び税引前当期利益はそれぞれ 48 百万円減少しています。
- (5) 引当金の計上方法
- ①貸倒引当金
貸倒引当金は、「経理規程」に則り、次のとおり計上しています。
正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む。)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算定した額と税法基準に基づき算定した繰入限度額とを比較し、いずれか多い額(当期は税法基準を採用)を計上しています。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができな債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。
すべての債権は、資産の自己査定の規定に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。



- ②退職給付引当金
退職給付引当金については、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
- ③役員退職慰労引当金
役員退職慰労引当金については、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退任慰労金規程」に基づき、当期末要支給見積額を計上しています。
- ④賞与引当金
賞与引当金については、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しています。
- ⑤相互援助積立金
相互援助積立金については、山梨県 JA バンク支援制度に基づき、必要と認められる額を計上しています。
- (6) 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成 20 年 4 月 1 日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。
- (7) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。
ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。
- (8) 「農業協同組合法施行規則」(平成 17 年農林水産省令第 27 号)別紙様式が「農業協同組合法施行規則等の一部を改正する省令」(農林水産省令第 18 号平成 22 年 3 月 17 日)により改正され、平成 22 年 3 月 17 日から施行されたことに伴い、貸借対照表における固定資産の表示について、有形固定資産、無形固定資産とも内訳表示しています。

2. 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は 738 百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は 280 百万円です。
- (3) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりです。

	1 年以内	1 年超	合 計
所有権移転外ファイナンス・リース	86 百万円	13 百万円	99 百万円
オペレーティング・リース	0 百万円	2 百万円	3 百万円

- (4) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産
預け金 100 百万円
担保資産に対応する債務
貯金 23 百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金 29,000 百万円、有価証券 1,400 百万円、当座借越担保として、預け金 100 百万円を差し入れています。

なお、固定資産のうち保証金権利金は 1 百万円です。

- (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (7) 貸出金のうち、破綻先債権額は 100 百万円、延滞債権額は 284 百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (8) 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額は 284 百万円です。
なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- (9) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 284 百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。
- (10) 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 284 百万円です。
なお、(7)から(10)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (11) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は 8,386 百万円です。なお、融資未実行残高のうち 7,480 百万円は当会の会員に対して定期貯金等を担保とした当座貸越契約です。
- (12) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 10,178 百万円が含まれています。
- (13) 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 9,594 百万円が含まれています。
- (14) 山梨県農業協同組合中央会が行う経営困難 JA 救済支援事業に対する負担額等
当該事業は、経営困難 JA を隣接 JA 等への合併による救済支援を行うにあたり、合併時欠損金処理財源を補填する等の支援を行うもので、JA と連合会による賦課金方式により財源の負担要請がされています。
当該事業による支援総額は 2,446 百万円であり、このうち当会は 1,796 百万円を負担し、当期までに支出した 1,485 百万円を除く 311 百万円については平成 24 年度まで毎年一定額を支出する予定です。

3. 損益計算書に関する事項

- (1) 貸出金償却は、個別貸倒引当金れい入額 20 百万円と相殺し残額がないため表示していません。
- (2) 債権売却損は、個別貸倒引当金れい入額 1,107 百万円と相殺し残額がないため表示していません。

4. 金融商品に関する事項

(追加情報)

当年度より「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しています。

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当会は、山梨県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、株式等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的(その他目的)で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

長期借入金、自己資本増強の一環として、会員である地元のJAから借り入れた期限付・永久劣後特約付借入金です。期限付・永久劣後特約付借入金は、債務返済の履行が他の債務よりも後順位である旨の特約が付された無担保・無保証の借入金であり、自己資本比率の算出において補完的項目として自己資本への計上が認められているものです。

デリバティブ取引は、その他有価証券で保有する債券の相場変動を相殺する目的で債券先物取引等を行っています。これらは、金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、リスク管理部がチェックしています。

また、有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

a 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しています。

b 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

c 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前の審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

総務企画部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されています。

d デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕金運用方針等に基づき実施されています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む。)には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格(これに準じる価格を含む。)が含まれています。当該価格の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価格が異なることもあります。

(5) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず(7)に記載しています。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	242,480 百万円	242,227 百万円	△ 253 百万円
有価証券			
満期保有目的の債券	70,122 百万円	75,391 百万円	5,269 百万円
その他有価証券	11,326 百万円	11,326 百万円	— 百万円
貸出金	70,960 百万円	— 百万円	— 百万円
貸倒引当金	281 百万円	— 百万円	— 百万円
貸倒引当金控除後	70,678 百万円	71,918 百万円	1,240 百万円
資産計	394,758 百万円	400,863 百万円	6,256 百万円
貯金	386,926 百万円	386,518 百万円	△ 407 百万円
借入金	9,594 百万円	9,591 百万円	△ 2 百万円
負債計	396,520 百万円	396,110 百万円	△ 409 百万円

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上その他の資産に計上している従業員貸付金 114 百万円を含んでいます。

(6) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

株式は取引所の価格により、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に変わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価格から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 借入金

借入金はすべて変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

(7) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(5)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	22,560 百万円
合 計	22,560 百万円

(注) 1. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、開示の対象としていません。

(8) 満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	242,480 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
有価証券						
満期保有目的の債券	— 百万円	1,000 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	69,199 百万円
その他有価証券のうち満期があるもの	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	1,199 百万円	7,856 百万円
貸出金	15,117 百万円	5,961 百万円	9,370 百万円	5,828 百万円	5,419 百万円	29,099 百万円
合 計	257,598 百万円	6,961 百万円	9,370 百万円	5,828 百万円	6,618 百万円	106,154 百万円

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越 4,265 百万円については「1 年以内」に含めています。

また、期限のない劣後付ローン 10,178 百万円については「5 年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 48 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(9) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯 金	386,810 百万円	47 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円
借入金	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	9,594 百万円
合 計	386,810 百万円	47 百万円	— 百万円	— 百万円	— 百万円	9,594 百万円

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しています。

2. 貯金のうち、定期積金 67 百万円については含めていません。

3. 借入金のうち、期限のない劣後特約付借入金 3,500 百万円については、「5 年超」に含めています。

5. 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的の有価証券

該当はありません。

② 満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

		貸借対照表計上	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	58,277 百万円	64,432 百万円	6,154 百万円
	地方債	199 百万円	207 百万円	7 百万円
	政府保証債	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円
	金融債	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円
	短期社債	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円
	社債	2,000 百万円	2,092 百万円	92 百万円
	外国証券	1,500 百万円	1,573 百万円	73 百万円
	小計	61,977 百万円	68,306 百万円	6,328 百万円
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円
	地方債	199 百万円	198 百万円	△ 1 百万円
	政府保証債	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円
	金融債	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円
	短期社債	－ 百万円	－ 百万円	－ 百万円
	社債	3,944 百万円	3,824 百万円	△ 120 百万円
	外国証券	4,000 百万円	3,062 百万円	△ 937 百万円
	小計	8,144 百万円	7,085 百万円	△ 1,058 百万円
		70,122 百万円	75,391 百万円	5,269 百万円

(注) 1. 有価証券のうち、満期保有目的として保有する変動利付国債は、市場価格に基づく価額により評価を行っていましたが、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第 25 号平成 20 年 10 月 28 日)の公表を受けて、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当期末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられる銘柄については、経営者による合理的な見積もりに基づく合理的に算定された価額による評価を行っています。

この結果、市場価格に基づく価額による評価と比較して、「有価証券」が 3,837 百万円増加しています。

なお、変動利付国債の合理的な見積もりによる価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算出しており、国債の利回りおよび同利回りのボラティリティが主な価格決定変数です。

③ その他の有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得価額又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

種 類	貸借対照表計上	時 価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株式	1,626 百万円	1,736 百万円
	債券		
	国債	－ 百万円	－ 百万円
	地方債	－ 百万円	－ 百万円
	政府保証債	－ 百万円	－ 百万円
	金融債	400 百万円	401 百万円
	短期社債	－ 百万円	－ 百万円
	社債	－ 百万円	－ 百万円
	外国証券	959 百万円	1,396 百万円
	小計	2,986 百万円	3,534 百万円
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株式	491 百万円	457 百万円
	債券		
	国債	－ 百万円	－ 百万円
	地方債	－ 百万円	－ 百万円
	政府保証債	－ 百万円	－ 百万円
	金融債	800 百万円	797 百万円
	短期社債	－ 百万円	－ 百万円
	社債	200 百万円	196 百万円
	外国証券	7,000 百万円	6,339 百万円
	小計	8,491 百万円	7,791 百万円
		11,477 百万円	11,326 百万円

(注) 1. 上記評価差額合計が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券	269,431 百万円	676 百万円	10 百万円
株式	3,491 百万円	139 百万円	3 百万円
合 計	272,922 百万円	815 百万円	14 百万円



- (4) 当年度中に、満期保有目的の債券 357 百万円の保有区分を、「金融商品会計に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 14 号平成 21 年 6 月 9 日改正）の有価証券の保有目的区分の変更にに基づき、債券の発行者の信用状態の著しい悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しています。この変更により、有価証券が 322 百万円増加しています。

6. 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。

なお、退職給付債務・退職給付費用の計上にあたっては「退職給付に係る会計基準」（平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会）に基づき、簡便法により行っています。

②退職給付債務及びその内訳

退職給付債務の額	△ 957 百万円
退職給付引当金の額	△ 957 百万円

③退職給付費用の内訳

勤務費用	69 百万円
退職給付費用の額	69 百万円

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当事業年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担の額は 11 百万円です。

また、存続組合より示され平成 22 年 3 月現在における平成 44 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は 193 百万円です。

7. 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳は次のとおりです。

繰延税金資産	
繰越欠損金回収見込額	371 百万円
その他有価証券評価差額金	332 百万円
退職給付引当金超過額	281 百万円
有価証券有税償却額	123 百万円
相互援助積立金超過額	43 百万円
減価償却超過額	40 百万円
賞与引当金超過額	16 百万円
貸倒引当金超過額	11 百万円
役員退職給付引当金超過額	8 百万円
繰延資産償却超過額	7 百万円
その他	2 百万円
繰延税金資産小計	1,239 百万円
評価性引当額	△ 950 百万円
繰延税金資産合計(A)	288 百万円
繰延税金負債	
繰延税金負債合計(B)	－百万円
繰延税金資産の純額(A) + (B)	288 百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	31.00%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.45%
事業利用分量配当金の損金に算入された項目	△ 3.08%
住民税均等割	0.24%
評価性引当額	△ 46.39%
その他	0.08%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 17.70%

8. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

- (1) キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

9. その他の事項

該当する事項なし

●剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	平成20年度	科 目	平成21年度
当期末処理損失金	899	当期末処分剰余金	1,895
損失金処理額	899	剰余金処分額	1,565
特別積立金取崩額	899	利益準備金	380
		任意積立金	844
		特別積立金	844
		出資配当金	180
		普通出資に対する配当金	125
		後配出資に対する配当金	54
		事業分量配当金	160
次期繰越損失金	—	次期繰越剰余金	330

- (注) 1. 普通出資に対する配当率は年 2.5%、後配出資に対する配当率は年 1.5% の割合です。
 2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。
 平成 21 年度 1 ヶ年定期貯金の年間平均残高 335,914 百万円に対し、年 0.0476% 各対象ごと円未満切捨て
 3. 事業の利用分量に対する配当金は、全額回転出資金とする。

●財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成 22 年 6 月 29 日
 山梨県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 斉 藤 敏 夫



(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、注記表、損失金処理計算書及びキャッシュ・フロー計算書を指しています。



Ⅱ 損益の状況

DISCLOSURE 2010

●最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
経常収益	6,063	6,961	8,381	8,849	7,174
経常利益	817	294	859	△ 1,042	1,408
当期剰余金	596	11	654	△ 1,308	1,895
出資金	8,672	8,672	8,672	8,672	14,186
(出資口数)	(867,255 口)	(867,255 口)	(867,255 口)	(867,255 口)	(1,418,655 口)
純資産額	13,089	14,132	15,021	12,883	21,174
総資産額	408,844	433,277	438,896	418,330	419,663
貯金等残高	394,129	410,476	415,176	394,761	386,926
預け金残高	229,747	269,991	260,384	244,429	242,480
有価証券残高	105,654	90,219	104,073	79,562	81,448
貸出金残高	58,635	63,166	58,014	70,822	70,845
剰余金配当金額	220	180	180	—	340
普通出資配当額	125	125	125	—	125
後配出資配当額	54	54	54	—	54
事業分量配当額	40	—	—	—	160
職員数	102 人	103 人	99 人	107 人	107 人
単体自己資本比率 (旧基準)	10.68%				
単体自己資本比率 (新基準)		14.30%	18.90%	18.00%	27.53%

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

2. 職員数には嘱託職員を含んでおります。

●利益総括表

(単位：百万円, %)

区 分	平成20年度	平成21年度	増 減
資金運用収支	2,014	2,229	215
役務取引等収支	690	697	7
その他事業収支	466	774	308
事業粗利益	3,171	3,701	530
(事業粗利益率)	(0.71)	(0.83)	(0.12)

(注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)

2. 役務取引等収支 = 役務取引等収益 - 役務取引等費用

3. その他事業収支 = その他事業収益 - その他事業費用

4. 事業粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他事業収支

5. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

●資金運用収支の内訳

(単位：百万円, %)

区 分	平成20年度			平成21年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	444,618	5,487	1.23	444,311	5,127	1.15
うち預け金	282,208	3,000	1.06	280,869	2,354	0.83
うち有価証券	101,192	1,524	1.50	91,666	1,275	1.39
うち貸出金	61,094	961	1.57	71,658	1,495	2.08
資金調達勘定	437,205	3,472	0.79	450,258	2,897	0.64
うち貯金・定積	430,839	3,402	0.78	416,222	2,772	0.66
うち借入金	6,094	69	1.14	6,180	60	0.97
総資金利ざや	－		△ 0.08	－		△ 0.01

- (注) 1. 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率
 資金調達原価率 = (資金調達費用 (貯金利息 + 譲渡性貯金利息 + 売現先利息 + 債券貸借取引支払利息 + 借入金利息 + 金利スワップ支払利息 + その他支払利息(支払雑利息等)) + 経費 - 金銭の信託運用見合費用) / (貯金 + 譲渡性貯金 + 売現先勘定 + 債券貸借取引受入担保金 + 借入金 + その他(貸付留保金, 従業員預り金等) - 金銭の信託運用見合額) × 100
2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には, 受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には, 支払奨励金が含まれています。
4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

●受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成20年度増減額	平成21年度増減額
受取利息	△ 155	△ 360
うち貸出金	△ 49	534
うち預け金	△ 79	△ 645
うち有価証券	△ 26	△ 248
うちその他の受入利息	0	0
支払利息	△ 27	△ 575
うち貯金・定積	△ 48	△ 629
うち借入金	20	△ 9
うちその他の支払利息	0	63
差し引き	△ 128	215

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
2. 受取利息の「うち預け金」には, 受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
3. 支払利息の「うち貯金・定積」には, 支払奨励金が含まれています。
4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

Ⅲ 事業の概況

DISCLOSURE 2010

● 貯金に関する指標

科目別貯金平均残高

(単位：百万円, %)

区 分	平成20年度		平成21年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	44,750	10.4	51,938	12.5	7,188
定期性貯金	385,935	89.6	359,955	86.5	△ 25,980
その他の貯金	152	0.0	4,328	1.0	4,176
合 計	430,839	100.0	416,222	100.0	△ 14,617

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金

2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

定期貯金残高

(単位：百万円, %)

区 分	平成20年度		平成21年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
定期貯金	356,380	100.0	345,002	100.0	△ 11,378
うち固定金利定期	356,380	100.0	345,002	100.0	△ 11,378
うち変動金利定期	—	—	—	—	—

(注) 1. 固定金利定期 : 預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期 : 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

● 貸出金等に関する指標

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度	増 減
手形貸付	1,517	599	△ 918
証書貸付	51,637	55,955	4,318
当座貸越	4,954	4,257	△ 697
金融機関貸付	2,984	10,846	7,862
割引手形	—	—	—
合 計	61,094	71,658	10,564

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円, %)

区 分	平成20年度		平成21年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸出	38,186	53.9	38,390	54.2	204
変動金利貸出	32,636	46.1	32,455	45.8	△ 181
合 計	70,822	100.0	70,845	100.0	23

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度	増 減
貯金・定期積金等	886	710	△ 176
有価証券	255	200	△ 55
不動産	5,840	4,607	△ 1,233
その他担保物	1,157	85	△ 1,072
計	8,139	5,602	△ 2,537
農業信用基金協会保証	1,062	984	△ 78
その他保証	2,441	1,903	△ 538
計	3,504	2,888	△ 616
信用	59,178	62,354	3,176
合 計	70,822	70,845	23

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度	増 減
貯金・定期積金等	33	—	△ 33
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	239	219	△ 20
その他担保物	—	—	—
計	272	219	△ 53
信用	388	299	△ 89
合 計	660	518	△ 142

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円，%)

区 分	平成20年度		平成21年度		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	6,061	8.6	5,324	7.5	△ 737
運転資金	64,761	91.4	65,520	92.5	759
合 計	70,822	100.0	70,845	100.0	23

貸出金の業種別残高

(単位：百万円，%)

区 分	平成20年度		平成21年度		増 減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	0	0.0	—	—	0
林業	—	—	—	—	—
水産業	—	—	—	—	—
製造業	2,351	3.3	2,786	3.9	435
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	30	0.0	30	0.1	0
電気・ガス・熱供給・水道業	1,271	1.8	1,270	1.8	△ 1
運輸・通信業	1,516	2.1	1,377	1.9	△ 139
卸売・小売・飲食業	411	0.6	555	0.8	144
金融・保険業	17,248	24.4	17,501	24.7	253
不動産業	2,462	3.5	2,359	3.3	△ 103
サービス業	12,752	18.0	11,670	16.5	△ 1,082
地方公共団体	29,553	41.7	30,746	43.4	1,193
その他	3,222	4.6	2,547	3.6	△ 675
合 計	70,822	100.0	70,845	100.0	23

主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成20年度	平成21年度	増 減
穀作	—	—	—
野菜・園芸	—	—	—
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	—	—	—
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	—	311	311
農業関連団体等	—	476	476
合 計	—	788	788

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記の(6)の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JA や全農(経済連)とその子会社等が含まれています。
 4. 平成20年度は開示項目ではなかったため、全て「—」としています。

②資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	平成20年度	平成21年度	増 減
プロパー資金	—	11	11
農業制度資金	—	776	776
農業近代化資金	—	470	470
その他制度資金	—	305	305
合 計	—	788	788

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパー S 資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。
 4. 平成20年度は開示項目ではなかったため、全て「—」としています。

〔受託貸付〕

(単位：百万円)

種 類	平成20年度	平成21年度	増 減
日本政策金融公庫資金	2,765	2,372	△ 393
その他	12,072	10,725	△ 1,347
合 計	14,838	13,098	△ 1,740

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成20年度					平成21年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	358	448		358	448	448	245		448	245
個別貸倒引当金	1,108	1,165	258	850	1,165	1,165	36	1,128	36	36
合 計	1,466	1,613	258	1,208	1,613	1,613	281	1,128	485	281

●貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	平成20年度	平成21年度
貸出金償却額	1	—

●リスク管理債権

リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

債権区分	平成20年度	平成21年度	増 減
破綻先債権額	0	—	0
延滞債権額	1,487	284	△ 1,203
3ヵ月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
合 計	1,488	284	△ 1,204

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●金融再生法に基づく開示債権

金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	147	11	121	14	147
危険債権	147	47	77	22	147
要管理債権	—	—	—	—	—
計	294	59	198	36	294
正常債権	71,096				
合 計	71,391				

(注)上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 132 号)第 6 条に基づき、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

3. 要管理債権

3 ヶ月以上延滞債権で上記 1 及び 2 に該当しないもの及び貸出条件緩和債権をいいます。

4. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

●有価証券に関する指標

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成 20 年度	平成 21 年度	増 減
国債	51,445	67,830	16,385
地方債	11,664	295	△ 11,369
短期社債	465	731	266
社債	22,215	8,473	△ 13,742
株式	906	876	△ 30
外国証券	14,495	13,459	△ 1,036
その他の証券	—	—	—
合 計	101,192	91,666	△ 9,526

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
平成21年度								
国債	—	—	—	2,000	13,113	43,164	—	58,277
地方債	—	—	—	—	399	—	—	399
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	—	1,000	1,199	196	3,000	1,944	—	7,340
株式							2,193	2,193
外国証券	—	—	—	—	1,500	11,736	—	13,236
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—
平成20年度								
国債	—	—	—	2,000	3,795	52,017	—	57,812
地方債	—	—	—	—	199	—	—	199
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	33	1,484	893	185	3,000	1,940	—	7,537
株式							1,266	1,266
外国証券	—	—	—	—	—	12,745	—	12,745
その他の証券	—	—	—	—	—	—	—	—

●有価証券の時価情報等

有価証券の時価情報

(単位：百万円)

保有区分	平成20年度			平成21年度		
	取得価額	時 価	評価損益	取得価額	時 価	評価損益
売買目的	—	—	—	—	—	—
満期保有目的	69,811	73,821	4,010	70,122	75,391	5,269
その他	10,822	9,750	△ 1,072	11,477	11,326	△ 151
合 計	80,634	83,572	2,938	81,599	86,718	5,118

- (注) 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。
2. 取得価額は取得原価又は償却原価によっています。
3. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
4. その他有価証券については時価を貸借対照表価額としています。

金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

デリバティブ取引等 金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引

1. 金利関連取引

該当する取引はありません。

2. 通貨関連取引

該当する取引はありません。

3. 株式関連取引

該当する取引はありません。

4. 債券関連取引

該当する取引はありません。

●受託業務・為替業務等に関する指標

受託貸付金

(単位：百万円)

受 託 先	平成20年度	平成21年度	増 減
株式会社日本政策金融公庫	2,765	2,372	△ 393
独立行政法人住宅金融支援機構	11,843	10,539	△ 1,304
独立行政法人福祉医療機構	229	186	△ 43
合 計	14,838	13,098	△ 1,740

内国為替

(単位：百万円)

種 類		平成20年度		平成21年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	29,552 件	69,005 件	28,669 件	45,255 件
	金 額	355,306	300,539	235,373	251,476
代金取立為替	件 数	2,077 件	273 件	1,453 件	115 件
	金 額	1,990	78	1,044	24
雑為替	件 数	2,003 件	9,846 件	1,879 件	8,428 件
	金 額	1,836	12,432	1,589	9,867
合 計	件 数	33,632 件	79,124 件	32,001 件	53,798 件
	金 額	359,133	313,050	238,007	261,368

国債等の売買の媒介等業務実績

該当する取引はありません。

国債等の窓口販売業務実績

該当する取引はありません。

Ⅳ 経営諸指標

●利益率

(単位：％)

区 分	平成20年度	平成21年度	増 減
総資産経常利益率	△ 0.22	0.29	0.51
純資産経常利益率	△ 6.46	9.89	16.35
総資産当期純利益率	△ 0.28	0.40	0.68
純資産当期純利益率	△ 8.11	13.31	21.42

- (注) 1. 総資産経常利益率 = 経常利益 / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率 = 経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 総資産(債務保証見返を除く)平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率 = 当期剰余金(税引後) / 純資産勘定平均残高 × 100

●貯貸率・貯証率

(単位：％)

区 分		平成20年度	平成21年度	増 減
貯貸率	期末	17.94	18.30	0.36
	期中平均	14.18	17.21	3.03
貯証率	期末	20.15	21.05	0.90
	期中平均	23.48	22.02	△ 1.46

- (注) 1. 貯貸率(期 末) = 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率(期中平均) = 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率(期 末) = 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率(期中平均) = 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

V 自己資本の充実の状況

DISCLOSURE 2010

●自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、内部留保の拡充を基本としつつ、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。平成 22 年 3 月末における自己資本比率は、自己資本造成計画（21 年度～ 23 年度）の着実な実践により、最終的には 27.53% と前年比 9.53 ポイントの上昇となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資のほか、回転出資、後配出資により調達しています。

普通出資による資本調達額 50 億円（前年度 50 億円）

回転出資による資本調達額 2 億円（前年度 1 億円）

後配出資による資本調達額 91 億円（前年度 36 億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めるため、自己資本造成計画を策定し、21 年度から 23 年度の 3 年間で自助努力による内部留保の積上げ（26 億円）、会員 JA からの後配出資の受入れ（70 億円）及び劣後特約付借入金による調達（35 億円）を計画しており、今年度は内部留保の積上げ（17 億円）、後配出資の受入（55 億円）及び劣後特約付借入金による調達（35 億円）を行いました。また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」及び「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の構成

(単位: 百万円, %)

項 目	平成 20 年度	平成 21 年度	項 目	平成 20 年度	平成 21 年度
出資金	8,672	14,186	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
うち後配出資金	3,636	9,150	負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
回転出資金	80	200	期限付劣後債務及びこれに準ずるもの	—	—
再評価積立金	—	—			
資本準備金	—	—			
利益準備金	3,213	3,593	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
任意積立金	2,850	2,795			
特例特別積立金	450	450			
特別積立金	2,400	2,345	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I / O ストリップス (告示第 223 条を準用する場合を含む。)	—	—
次期繰越剰余金	△ 899	330			
処分未済持分	△ —	△ —			
その他有価証券の評価差損	△ —	△ —			
営業権相当額	△ —	△ —	控除項目不算入額	△ —	△ —
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△ —	△ —	控除項目 計 (D)	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	△ —	△ —	自己資本額 (C - D) (E)	20,476	31,084
基本的項目 計 (A)	13,915	21,105	資産 (オン・バランス) 項目	107,074	106,776
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45% 相当額	—	—	オフ・バランス取引等項目	586	439
一般貸倒引当金	448	245	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額	6,082	5,667
相互援助積立金	18	140			
負債性資本調達手段等	6,094	9,594	リスク・アセット等計 (F)	113,743	112,883
負債性資本調達手段	—	3,500			
期限付劣後債務	6,094	6,094			
補完的項目不算入額	—	—	Tier 1 比率 (A/F)	12.23%	18.69%
補完的項目 計 (B)	6,560	9,979	自己資本比率 (E/F)	18.00%	27.53%
自己資本総額 (A+B) (C)	20,476	31,084			

- (注) 1. 農協法第 11 条の 2 の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。基礎的手法とは、1 年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。なお、1 年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
3. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準等の特例を定める告示 (平成 20 年金融庁・農水省告示第 22 号。以下「特例告示」という。)」に基づき基本的項目から、その他有価証券評価差損を控除していないため、「その他有価証券の評価差損」は「—」(ハイフン)で記載しています。

自己資本の充実度に関する事項

1. 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

区 分		平成20年度			平成21年度		
信用リスク・アセット (標準的手法)		エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
我が国の中央政府及び中央銀行向け 我が国の地方公共団体向け 地方公共団体金融機関及び我が国の政府関係機関向け 地方三公社向け 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け 法人等向け 中小企業等向け及び個人向け 抵当権付住宅ローン 不動産取得等事業向け 三月以上延滞等 信用保証協会等による保証付 出資等 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 証券化 上記以外	我が国の中央政府及び中央銀行向け	57,894	—	—	58,355	—	—
	我が国の地方公共団体向け	28,581	—	—	31,148	—	—
	地方公共団体金融機関及び我が国の政府関係機関向け	1	0	0	1	0	0
	地方三公社向け	848	169	6	678	135	5
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	265,473	61,138	2,445	266,024	61,277	2,451
	法人等向け	33,346	18,917	756	29,506	17,405	696
	中小企業等向け及び個人向け	114	85	3	101	75	3
	抵当権付住宅ローン	1,084	373	14	989	340	13
	不動産取得等事業向け	911	911	36	837	837	33
	三月以上延滞等	1,394	187	7	200	154	6
	信用保証協会等による保証付	1,066	95	3	987	98	3
	出資等	23,821	23,821	952	24,644	24,644	985
	複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—	—	—	—	—
	証券化	—	—	—	—	—	—
	上記以外	6,364	1,961	78	6,439	2,245	89
エクスポージャー別計		420,902	107,660	4,306	419,916	107,215	4,288
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		$b = a \times 4\%$	a		$b = a \times 4\%$
		6,082		243	5,667		226
所要自己資本額		リスクアセット等(分母)計		所要自己資本額	リスクアセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		$b = a \times 4\%$	a		$b = a \times 4\%$
		113,743		4,549	112,883		4,515

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー等及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8$$

●信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

- 「信用リスク」とは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、「信用リスク管理要綱」を定めて適切に管理しています。

信用リスク管理の手法は、与信先の債務償還能力判定の基準として信用格付制度の実施、資産の自己査定、個別与信審査、各種シーリング（無担保与信限度額）管理、大口与信管理を定めております。

与信審査については、フロント・営業企画部署から独立した審査部署を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

また、内部格付等に応じた与信限度枠の設定により企業ごとのシーリング管理を通じてリスク量のコントロールを行っています。

- 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の評価及び償却・引当の計上基準」に基づき計上しています。この基準では資産の評価方法を定めるとともに、資産の自己査定により回収の危険性又は価値の毀損の度合いに応じて分類した資産に対し、適正な償却・引当を行うために基本事項を定め、関係法令等と併せて運用することで資産の健全性を確保するとともに、諸引当金の適正な計上を図ることを目的としています。

具体的には、正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てています。破綻懸念先債権に相当する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

1. リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

2. リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適合格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

区 分		平成20年度					平成21年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内		408,091	71,738	65,812	—	1,394	407,030	71,505	66,132	—	200
	国外	12,810	—	12,810	—	—	12,886	—	12,886	—	—
地域別残高計		420,902	71,738	78,623	—	1,394	419,916	71,505	79,018	—	200
法人	農業	11	11	—	—	0	25	25	—	—	1
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	3,770	2,453	328	—	—	4,441	2,788	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	3,830	3,341	488	—	805	2,389	2,389	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,280	1,271	1,009	—	—	2,280	1,271	1,009	—	—
	運輸・通信業	1,860	1,753	—	—	—	2,280	2,182	—	—	—
	金融・保険業	275,460	17,336	13,584	—	—	274,232	17,568	14,120	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	16,516	13,809	2,630	—	407	14,129	11,483	2,645	—	24
	日本国政府・地方公共団体	86,863	28,379	58,095	—	—	89,967	30,746	58,758	—	—
	上記以外	2,497	9	2,487	—	—	2,493	9	2,484	—	—
業種別残高計		420,902	71,738	78,623	—	1,394	419,916	71,505	79,018	—	200
残存期間別	1年以下	255,559	10,546	179	—	—	255,039	12,366	—	—	—
	1年超3年以下	12,756	11,266	1,490	—	—	11,002	100,001	1,001	—	—
	3年超5年以下	9,657	8,763	894	—	—	8,236	7,036	1,200	—	—
	5年超7年以下	12,161	9,976	2,185	—	—	14,362	12,165	2,197	—	—
	7年超10年以下	21,428	14,414	7,014	—	—	32,762	14,691	18,071	—	—
	10年超	81,922	15,062	66,859	—	—	71,378	14,830	56,548	—	—
	期限の定めのないもの	27,415	1,709	—	—	—	27,134	414	—	—	—
残存期間別残高計		420,902	71,738	78,623	—	—	419,916	71,505	79,018	—	—

- （注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、派生商品取引によるもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことであります。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

1. 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成20年度					平成21年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首残 高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	358	448		358	448	448	245		448	245
個別貸倒引当金	1,108	1,165	258	850	1,165	1,165	36	1,128	36	36

2. 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		平成20年度						平成21年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
法人	農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	30	—	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・ 不動産業	411	734	—	411	734	—	734	—	732	2	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・ サービス業	387	375	—	387	375	—	375	—	375	0	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人		278	54	227	50	54	1	54	36	20	34	36	—
業種別計		1,108	1,165	258	850	1,165	1	1,165	36	1,128	36	36	—

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。



信用リスク削減効果勘案後の残高及び自己資本控除額

(単位：百万円)

区 分		平成20年度			平成21年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残 高	0%	—	90,128	90,128	—	93,001	93,001
	10%	—	966	966	—	997	997
	20%	6,619	258,135	264,754	5,537	258,661	264,198
	35%	—	1,065	1,065	—	970	970
	50%	16,622	1,278	17,901	13,481	83	13,564
	75%	—	113	113	—	100	100
	100%	1,589	44,349	45,938	500	46,551	47,051
	150%	—	34	34	—	31	31
	その他	—	—	—	—	—	—
自己資本控除		—	—	—	—	—	—
合 計		24,831	396,071	420,902	19,519	400,397	419,916

(注)「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

●信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」において定めています。
- 信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。
適格金融資産担保付取引とは、エクスポートの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。
保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公営企業金融機構、我が国の政府関係機構、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A－又は A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。
貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。
担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額

(単位：百万円)

区 分	平成20年度			平成21年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	500	—	—	350	—	—
法人等向け	226	474	—	216	566	—
中小企業等向け及び個人向け	—	—	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	8	—	—	8	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—	—	—
上記以外	28	—	—	—	—	—
合計	754	482	—	566	574	—

- (注) 1. 「エクスポート」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポート等及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポートに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

● 派生商品取引のリスクに関する事項

◇ 派生商品取引の相手取引のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

当会では、派生商品取引に関して、市場リスク（オフバランスを含む）管理の基本的方針、体制、手法等を規定した「市場リスク管理要綱」の中でリスク管理の方針を定めています。派生商品取引は市場として確立された取引手法により、原則として収支変動へのヘッジ目的として行っています。なお、取引にあたっては、毎年度、リスク限度額として派生商品取引の種類毎に「ディーリング的取引運用基準」、「オプション取引運用基準」等において極度枠を定め、取引を行っています。

派生商品取引の内訳

区 分	平成20年度	平成21年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

平成20年度

該当する取引はありません。

平成21年度

該当する取引はありません。

与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

当会における証券化エクスポージャーを取得、管理する方針、手続等の概要は以下のとおりです。

証券化エクスポージャーの取得につきましては、毎事業年度ごとに定める国債等債券取引運用基準に基づき行い、余裕金運用方針において発行体別取得限度額を設け管理を行っております。

◇信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、標準的手法を採用しています。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスズ (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

当会がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

当会が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、オペレーショナル・リスクについての管理の基本方針を「オペレーショナル・リスク管理要綱」に定め、オペレーショナル・リスクを事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏えい等リスク、系統組織の経営リスク、業務継続リスクに分類し、リスク発現の抑制に努め管理しています。

リスクマネジメントの基本的考え方は、各リスク管理部署において、部門業務に内在するリスク抽出しリスクが顕在化した場合の影響度合いにより選別して管理対象とし、そのリスク発現抑制を図ることとしています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

- 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。
- 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益及びその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用及び金銭の信託運用費用を加算して算出します。

●出資等エクスポージャーに関する事項

◇出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものです。

当会では、出資等エクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

- その他有価証券として区分される株式
その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針及び手続の概要」に記載しています。
- 外部出資勘定の株式又は出資
当会の外部出資勘定には、関連団体への出資金および株式を計上しております。外部出資の取扱いにつきましては、定款の定めに基づき出資等の決定を行い、信用リスク管理の枠組みにおいてリスク管理を行っています。

出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成20年度		平成21年度	
	貸借対照表 計上額	時価評価額	貸借対照表 計上額	時価評価額
上場	1,266	1,266	2,193	2,193
非上場	22,555	22,555	22,560	22,560
合計	23,821	23,821	24,753	24,753

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成20年度			平成21年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
98	124	—	139	3	—

貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

平成20年度		平成21年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
0	323	109	33

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する評価損益の額はありません。

●金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことをいいます。主な市場リスクのひとつである金利リスクは、金利変動に伴い損失を被るリスクで資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクです。

リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各アセットクラスのリスク・リターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、アロケーションを行っています。

また、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては投資方針等の決定（企画）、取引の執行及びモニタリングを、それぞれ分離・独立して行っています。具体的には、企画はリスク管理委員会、執行は各フロントセクション、モニタリングはモニタリング部署が担当し、市場リスクマネジメントにかかる運営状況（市場概況、リスク管理委員会の主要決定事項、市場ポートフォリオの概況、当面の市場運用の考え方等）について、四半期ごとに理事会に報告する体制をとっています。

◇金利リスクの算定方法の概要

金利リスク量の算定にあたっては、99パーセンタイル値による金利リスク量（保有期間 240 営業日、観測期間 5 年）の計測を行っています。リスク計測の頻度は月次とし、計測対象はすべての金融資産・負債としています。

コア貯金（明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金のうち、引き出されることなく長期間滞留する貯金）については、①過去 5 年の最低残高、②過去 5 年の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高、③現在高の 50% 相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5 年の期間に均等に振り分けて（平均残存 2.5 年）リスク量を算定しています。

金利リスクは運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

金利リスク＝運用勘定の金利リスク量＋調達勘定の金利リスク量(▲)

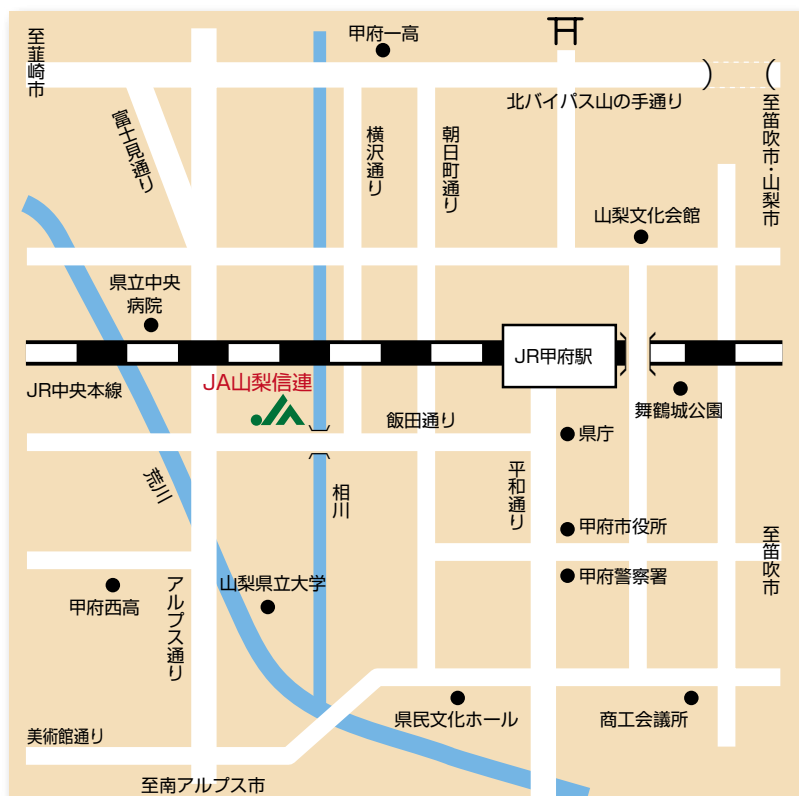
算出した金利リスク量は毎月 ALM 委員会及び理事会に報告しています。

また、これらの情報を踏まえ毎月運用方針を決定しています。

内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済価値の増減

（単位：百万円）

区 分	平成 20 年度	平成 21 年度
内部管理上使用した金利ショック に対する損益・経済価値の増減額	△ 3,930	△ 2,885



山梨県信用農業協同組合連合会

〒 400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目 1 番 20 号

☎ 055-223-3514



山梨県信用農業協同組合連合会

〒400-8530 山梨県甲府市飯田一丁目1-20
TEL 055-223-3514

<http://www.jabank-yamanashi.or.jp/>

JAバンク山梨

<http://www.jabank-yamanashi.net/>